

官報号外

平成十三年六月二十日

○第一百五十一回 参議院会議録第三十三号

平成十三年六月二十日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十三号

平成十三年六月二十日

午前十時開議

第一 温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 凈化槽法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 商工会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 特殊法人等改革基本法案(衆議院提出)

第六 短期社債等の振替に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、土地収用法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、林業基本法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、土地収用法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。扇国土交通大臣。

〔國務大臣扇千景君登壇、拍手〕

○國務大臣(扇千景君) 土地収用法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現行土地収用法は、昭和四十二年以来、抜本的な改正がなされておりません。その間に、住民の理解の促進、公共事業のより一層の円滑かつ効率的な実施が要請されてきております。さらには、循環型社会の形成の必要性等も生じてきており、現行の土地収用法が必要しも想定していかつた状況に直面しております。

この法律案は、以上のような状況にかんがみ、社会経済情勢の変化を踏まえた事業認定の透明性等の向上及び収用手続の合理化等を実現すべく、現行土地収用法を見直すものであります。

○本日の会議に付した案件

一、土地収用法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。寺崎昭久君。

〔寺崎昭久君登壇、拍手〕

○寺崎昭久君 私は、民主党、新緑風会を代表して、ただいま提案のありました土地収用法の一部を改正する法律案に対し、扇国土交通大臣に質問をいたします。

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。寺崎昭久君。

〔寺崎昭久君登壇、拍手〕

○寺崎昭久君 私は、民主党、新緑風会を代表して、ただいま提案のありました土地収用法の一部を改正する法律案に対し、扇国土交通大臣に質問をいたします。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、起業者による利害関係人に対する事前説明会の開催の義務づけ、事業認定庁が事業の認定に関する処分を行うに際しての公聴会の開催及び第三者機関の意見聴取並びに事業認定をした理由の公表を行こととしております。

第二に、土地調査及び物件調査の作成手続の条例の創設、収用委員会の審理手続における主張の整理、代表当事者制度の創設並びに補償金の払い渡し方法の合理化を行うとともに、収用委員会の委員を仲裁委員とする仲裁制度を創設することとしております。

第三に、収用適格事業として、新たに地方公共団体等が設置する廃棄物の再生施設及び廃棄物処理センターが設置する廃棄物処理施設を追加することとしております。

第四に、補償基準を法令で明確化するとともに、生活再建のための措置を充実することとした定の整備を行なうこととしております。

なお、この法律案は、衆議院において一部修正されおりましたが、その概要是、事業認定庁は第三者機関の意見を尊重しなければならないものとすること、政府は利害関係者等の理解を得るために措置について総合的な見地から検討を加えるものとすることであります。

以上が土地収用法の一部を改正する法律案の趣旨でござります。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。寺崎昭久君。

〔寺崎昭久君登壇、拍手〕

○寺崎昭久君 私は、民主党、新緑風会を代表して、東京外郭環状道路の整備事業をめぐる住民との対話不足について遺憾の意を表明されました

が、この際、立場や利害の相違を超えて、地域住民等との民主的な合意形成を図る手段とはどういうものなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。寺崎昭久君。

〔寺崎昭久君登壇、拍手〕

○寺崎昭久君 私は、民主党、新緑風会を代表して、ただいま提案のありました土地収用法の一部を改正する法律案に対し、扇国土交通大臣に質問をいたします。

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。寺崎昭久君。

〔寺崎昭久君登壇、拍手〕

○寺崎昭久君 私は、民主党、新緑風会を代表して、ただいま提案のありました土地収用法の一部を改正する法律案に対し、扇国土交通大臣に質問をいたします。

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。寺崎昭久君。

〔寺崎昭久君登壇、拍手〕

○寺崎昭久君 私は、民主党、新緑風会を代表して、ただいま提案のありました土地収用法の一部を改正する法律案に対し、扇国土交通大臣に質問をいたします。

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。寺崎昭久君。

〔寺崎昭久君登壇、拍手〕

扇国土交通大臣、今回の土地収用法改正案によって公益と私益との調整のとれた社会資本整備が促進し、世論が納得する万全のシステムが完成したとお考えでしょうか。

設事業や日の出町の廃棄物処分場建設事業を初めとする多くの事業においてさまざまな混乱が生じてまいりました。今回の改正案をもって、今後こういった不幸な事態が起きることはないと言宣言していただけますか。この点について、まず大臣にお伺いいたします。

そもそも土地収用をめぐる混乱の多くは、住民に甚大な影響を及ぼす公共事業計画が、住民のあまり知らぬところで「く少數の人によって決定され、住民は後で理解を求められるという手法が常套手段化し、住民側がこれ以上の民意の無視は許さないといった行政への不信感の高まりの中で起こってきたわけであります。

言うまでもなく、現行土地収用制度においても、必要に応じて公聴会を開催し、情報公開や住民と対話をすることは可能です。しかし、例えば日の出町の廃棄物処分場事業について、これまで公聴会が開かれたことは、信じがたいことです

が、二回もありません。

扇大臣は、先般、本院の国土交通委員会において、東京外郭環状道路の整備事業をめぐる住民との対話不足について遺憾の意を表明されました

が、この際、立場や利害の相違を超えて、地域住民等との民主的な合意形成を図る手段とはどういうものなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。寺崎昭久君。

〔寺崎昭久君登壇、拍手〕

○寺崎昭久君 私は、民主党、新緑風会を代表して、ただいま提案のありました土地収用法の一部を改正する法律案に対し、扇国土交通大臣に質問をいたします。

国土交通省は、日ごろ、我が国の社会資本整備が欧米に比べて立ちおくれているということばかり強調しがちであります。欧米では、社会資本整備のために、関係者の合意形成手続に大変な努力が払われている事実にも注目すべきであります。政府が今思料すべきことは、むしろ、社会資本整備の過程での合意形成、民意の反映システムを欧米並みに近づけることだと思います。

本改正案は、果たしてそうしたニーズにこたえられるのか、仮にその場合はどのような措置を講じるべきなのか、扇大臣に伺います。

次に、事業の計画段階における住民参加、情報公開のあり方についてお伺いいたします。前述のごとく、土地収用をめぐる混乱の多くが、地域住民等との合意形成を図るシステムの不備に起因し、そして、そのことを痛感しているのは、だれよりも土地収用に実際に携わっておられる方々に違いありません。土地収用法を円滑に運用するには、何よりも事業の認定段階以前の、事業の計画段階での住民参加、情報公開等が不可欠であることを指摘しておきます。

情報を隠しながら、生の情報が十分に開示され、それを介して住民、行政、起業者等の間で双方向の対話が行われない限り、眞の住民参加とは言えません。

幸い、衆議院での修正によって、附則に事業計画段階における住民参加、情報公開を行うスキームの作成を早急に検討することが盛り込まれましたが、政府としてどのように取り組むつもりか、また内容についても明確な答弁を求めます。

次に、事業認定及び第三者機関のあり方についてお伺いいたします。

周知のとおり、現行の公共事業認定は、例えば日本道路公团が事業認定申請をしますと、道路整備を推進する立場である国土交通大臣が認定をす

るという仕組みになつております。だから、事業認定局としての公正・中立性が疑われるわけあります。

確かに、欧洲でも、認定を関係大臣が行っています。

ることは、認定手続等において住民参加、情報公

開による合意形成が前提になつているということであり、合意形成システムが未熟、不備な我が国と同列に論じることは適当でないと思います。

このよう中、多くの都道府県では、現在、用地買収、事業認定、収用委員会の事務局業務が同じ部署で当然のように行われております。例え

ば、平成十一年度の各都道府県の事業認定担当部局及び収用委員会事務局担当部局を調べてみますと、全都道府県のうち、部が同じというケースが四分の三、課まで同じというのが六割以上になつております。

大臣、これでは土地収用制度は政府のお手盛りだと考える人が大勢いて、また不信感を高めて

も、決して不思議ではないと思いません。

国民の不信感を解消するためには、事業認定を外部の第三者機関にゆだね、独立の事務局と常勤の委員、それをサポートする審査官体制を整備するとともに、そこでの審査状況を情報公開することが今後の課題です。

少なくとも当面、事業認定に当たり、第三者機関からの意見聴取が有効に機能するような措置を講すべきであります。衆議院では、このような観点から、民主党の提案により、事業認定に際して

第三者的立場の審査官が主宰し、計画に対する賛否意見を要約し、計画の変更を含めて担当大臣に提言する仕組みがとられております。また、政府の道路計画は、政

府から直接給料を与えられているフルタイムの公務員によって審査しないという約束を国民にして

いるとも伝えられております。

我が国の場合、先般の土地収用制度調査研究会報告によりますと、公聽会の主宰者は、職能分離の立場から独立性のある審査官的な者であることが望ましいとされておりますけれども、この程度のことはぜひ守つていただきたいと思いますし、それが守れないようでは土地収用の先行きも暗い

ことがあります。それは、国土交通省の意に沿わぬ委員は任命されないのでないか、あるいは排

除されるのではないかという懸念を払拭すること

が大事だということであります。國民に納得のいく公正・中立性を確保するためにどのような措置が講じられるのか、この点についても伺います。

改定案に盛られていないません。

旧建設省の通達によれば、事業認定手続は用地買収率が八割程度となつた時点までに行うことと

されています。これでは起業者による事前説明会の開催が用地買収がおおむね終了した時点で行われることになりかねません。事前説明会は、そ

の趣旨から見て、用地買収が進捗する前の早い段階で行われるべきだと考えますが、大臣の答弁を

求めます。

また、公聽会についても同じことが言えます。

欧米では一事業について複数回開かれることは

今や常識化しております。例えば英國では、公聽会はインスペクターと言われる第三者的立場の審

問官が主宰し、計画に対する賛否意見を要約し、計画の変更を含めて担当大臣に提言する仕組みがとられております。また、政府の道路計画は、政

府の委員を充てることにしておりますけれども、こ

れは全く意外と言わざるを得ません。公正・中立性というならば、収用委員以外の外部の専門家を任命しなければならないのではないかでしようか。

現行の収用委員として弁護士が就任している例も少なからずありますが、そうした専門的知識を有する者を任命しているから問題はないのだと考

えるのであれば、それを制度的に担保する必要があ

ると思います。しかし、その措置はこの改定案に盛られておりません。この点についてどうするの

か、大臣の見解をお伺いいたします。

最後に、補償金払い渡し方法の合理化についてお伺いいたします。

現行の土地収用法では、受け取り拒否や受取人

が確定できない場合は補償金の供託を行うことと

されておりますが、今回の法改正で、現行の持參

払い制度に加え、書留郵便の発送等の措置を認め

るので、これにより供託制度そのものが形骸化す

るおそれがあると思います。

改定案では、第三者機関の意見聴取、事業認定の公表などを措置することとされております。その開催時期、周知方法、開催回数、主宰者の中立性の確保、そこで出された意見に対する回答の義務づけ、意見の反映方法等の課題に関して、国としてどのようにこたえますか、お伺いいたします。

次に、事業認定の要件のあり方についてお伺いいたします。

改定案では、仲裁委員には収用委員会

の委員を充てることにしておりますけれども、こ

れは全く意外と言わざるを得ません。公正・中立

性というならば、収用委員以外の外部の専門家を

任命しなければならないのではないかでしようか。

現行の収用委員として弁護士が就任している例も少なからずありますが、そうした専門的知識を有する者を任命しているから問題はないのだと考

えるのであれば、それを制度的に担保する必要があ

ると思います。しかし、その措置はこの改定案に

盛られておりません。この点についてどうするの

か、大臣の見解をお伺いいたします。

最後に、補償金払い渡し方法の合理化についてお伺いいたします。

現行の土地収用法では、受け取り拒否や受取人

が確定できない場合は補償金の供託を行うことと

されておりますが、今回の法改正で、現行の持參

払い制度に加え、書留郵便の発送等の措置を認め

るので、これにより供託制度そのものが形骸化す

るおそれがあると思います。

法律改正の趣旨を逸脱して、起業者が本来なすべき努力を行わず、手続の簡略化が悪用されてしまいません。この点について、扇大臣より明言しました。(拍手)

(国務大臣扇千景君登壇、拍手)
○國務大臣(扇千景君) 吉崎議員の御質問にお答え申し上げたいと存じます。

今回の法案により万全のシステムができたか等の御質問でござりますけれども、今回の法案は、公共事業の透明性の向上と効率的な実施の一環として、事業認定手続の透明性の向上あるいは収用裁決の関連手続の合理化を図るものでございます。またこれとあわせて、計画段階における幅広い住民参加あるいは情報公開といった施策を積極的に推進する所存でございます。

これにより、少なくとも国民から信頼される二十一世紀型の公共事業への転換を推進しようとするものでございます。これによりまして、御指摘の成田空港あるいは日の出町の廃棄物処分場などの事業で生じたような事態の発生は再び繰り返されることがなくなると期待いたしております。

また、東京外郭環状道路の今後の住民等との合意形成方法についてのお尋ねがございました。東京外郭環状道路、いわゆる外環の関越道から東名高速までの間ににつきましては、先般、四月十三日、計画区間を高架構造から地下構造に変更するなどの計画のたたき台を取りまとめ、東京都とともに公表いたしましたところでござります。現在、住民と行政がともに二十一世紀にふさわしい計画づくりを行うために、まずこのたたき台をもとに、地元自治体や多くの方々に御意見を伺っているところでござります。

今後は、これらの意見を公表するとともに、これに対する国土交通省あるいは東京都の考え方を示し、地元の自治体や多くの方々と十分な対話を重ね、その結果を踏まえた計画の具体化を図つてまいりたいと考えております。

また、社会資本の整備過程におきます合意形 成、民意の反映システムについてのお尋ねがございました。

それとともに、住民のニーズを踏まえることは言うに及びません。また、我々

もそれを一番重要なに考えております。現在におきましても、住民のニーズを把握し、あるいは理解を得るために、計画策定段階においてアンケート調査、またパブリックインボルブメントの実施、事前説明会あるいは公聴会の開催など、幅広く、住民参加、情報公開を行う対話型行政を積極的に推進いたしております。

今後とも、計画のできる限り早い段階から住民参加に積極的に取り組みまして、住民の意見の反映に努めてまいります。

さ後に、今回の衆議院での修正を受けとめ、ようやく積極的に取り組む必要があると考えておりますし、また事業分野におきましても、計画策定の仕方は異なるものの、パブリックインボルブメントの実施、事前説明会あるいは公聴会の開催など、運用面での整合性が図られるように、できるだけ早期に検討を進めてまいりたいと考えております。

事業の計画段階からの住民参加、情報公開についてのお尋ねがございました。

公共事業の実施に当たりましては、住民の理解と協力を得るとともに、透明性を確保することが重要であると考えております。現在におきましては、河川整備計画の策定、都市計画の決定、道路整備の過程におきます地域住民等の意見の反映など、計画段階での住民参加の手続の積極的な導入を推進しており、今後とも、できる限り早い段階からの情報公開や住民参加に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

その際、事業分野により計画策定の仕方は異なるものの、パブリックインボルブメントの実施あ

るいは事前説明会や公聴会の開催など、運用面での整合性が図られるように、できるだけ早期に検討を進めてまいりたいと考えております。

第三者機関の意見の尊重につきましては、今回

の法案は、事業の認定に当たり、事業によっては中立的な第三者機関から幅広い意見を聞くことが有用であるために、その意見の聴取を義務づけることとしております。このような今回の意見聴取の義務づけ及びその趣旨及び衆議院におきまつす修正を踏まえまして、事業認定庁が国土交通大臣である場合には、社会資本整備審議会からの意見を十分に尊重して事業認定の判断を行つてまいる所存でござります。

第三者機関の公正・中立性の確保につきましては、その方法として、委員の任命に当たっては特定の分野に偏ることなくバランスよく選ぶとともに、事業を推進する中央官庁のOBを入れないことを、委員の任命に当たってはその氏名を公表すること、第三者機関の意見、考え方を示す議事要旨を公開することなどを考えております。

私どもいたしましては、社会資本整備審議会についてそのような視点から人選、運営等を行つてお尋ねがございました。

なあ、公共事業の円滑な実施を図るために、計画段階や実施段階において事業説明会を開催するなど、住民参加や情報公開に努めている限り早い段階から住民参加の措置を講ずることが重要との観点から、こうした取り組みを積極的に推進しております。

また、事前説明会及び公聴会の運営方法についてのお尋ねがございました。

双方向型の事前説明会及び公聴会についてのお尋ねがございました。

起業者によります事前説明会につきましては、あらかじめ地方紙に掲載することにより広く利害関係者に周知を行い、さらに、把握できる範囲内で地権者へも個別に通知を行うことにより十分な周知を行うこと、また、起業者からの説明の後、起業者と利害関係者との間の質疑応答を実施すること、事業認定申請書に事前説明会の実施状況を記載した書面を添付させることなどを考えております。

公聴会につきましては、あらかじめ地方紙に掲載することにより広く周知徹底を行うこと、公聴会において意見を述べる公述人は一方的に意見を述べるだけではなく、主宰者の許可を得て他の公述人に直接質疑することを認めること、また、公聴会で出されました意見につきましては、第三

者機関の審議に活用されるよう原則としてそのままの形で提供することとし、さらに事業認定の理由で意見に対する考え方をできる限り明確化することを考えております。

以上によりまして、事前説明会、公聴会とも十分に実のあるものとなり、事業認定手続の透明性、公明性が図られるものと考えております。

事業認定の要件のあり方についてのお尋ねがございました。

事業認定庁が事業認定の判断を行うに当たりましては、土地収用法第二十条各号を満たすかについて公正かつ中立的な立場から慎重に検討しているところでございます。この検討に当たりましては、公共事業の施行によります利便性の向上、自然環境への影響及び被収用者の損失など、さまざま要素を考慮した上、得られる公益と失われる公益及び私益を総合的に比較考量することとなっており、これは裁判例でも確立されているところでございます。

なお、今回の法案によりまして、公聴会の開催、第三者機関の意見聴取、事業認定理由の公表を行うこととして、より公正、中立的な高度かつ複雑な事業認定の判断が行われることになると認識いたしております。

補償金についての仲裁制度における仲裁委員のあり方についてのお尋ねがございました。

補償金の確定のための収用委員会の審議は、嚴格な手続によって公開で行われることになります。しかし、補償金の額のみに不満がある土地所有者等については、その者と起業者との合意を前提に、簡易迅速な手続により補償金の確定を行ふことは、双方にとって目的的早期実現につながり、かつ手続面からも合理的でございます。このために、収用委員会にかかる簡易迅速な補償金の確定手続として、収用委員を仲裁委員とする仲裁制度を創設したものであります。

このように、本件仲裁制度は、収用委員会にかかるものであります。

最後に、書留郵便によります補償金の払い渡しについてのお尋ねがございました。

補償金払い渡し方法の改正は、我が国の郵便制度が発達していることから、現金持参、直接交付を強いることの不合理にかんがみまして、補償金額の多少にかかわらず一般的に郵送方法による補償金払い渡し方法を用いることを可能とするものであります。

この方法によれば、通常は補償金が到達し、払い渡しに至ることとなります。また、例外的に郵便事故やまた受取人の不存在などで受領に至らなかつた場合には、今回の法案において収用裁決が債務名義とすることを措置したことから、これをもとに権利者は補償金についての強制執行を後から行うことが可能となり、権利者の保護は十分に確保されているところでございます。したがって、御指摘のような補償金払い渡し方法の悪用がなされることはないと認識いたしております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) 緒方靖夫君。

(緒方靖夫君登壇 拍手)

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、土地収用法の一部を改正する法律案について質問い合わせます。

初めに、与党三党などが本法案を、衆議院で公聴会も開かず、わずか二日間の審議で强行し本院に送付してきたことに対し、遺憾の意を表明す

るものであります。

認定手続における重大な問題は、事業認定庁が仲裁委員となることが好ましく、ゆえに収用委員が最も適任であります。さらに、不動産鑑定に関する知識などの専門的な知識を必要とする場合には、不動産鑑定士に必要な鑑定を行わせるなど、必要な意見を補充することによりまして適正な仲裁判断を行うことができるものと考えております。

最後に、書留郵便によります補償金の払い渡しについてのお尋ねがございました。

補償金払い渡し方法の改正は、我が国の郵便制度が発達していることから、現金持参、直接交付を強いることの不合理にかんがみまして、補償金額の多少にかかわらず一般的に郵送方法による補償金払い渡し方法を用いることを可能とするものであります。

この方法によれば、通常は補償金が到達し、払い渡しに至ることとなります。また、例外的に郵便事故やまた受取人の不存在などで受領に至らなかつた場合には、今回の法案において収用裁決が債務名義とすることを措置したことから、これをもとに権利者は補償金についての強制執行を後から行うことが可能となり、権利者の保護は十分に確保されているところでございます。したがって、御指摘のような補償金払い渡し方法の悪用がなされることはないと認識いたしております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

そこで一月の省庁再編により、国直轄の公共事業のうち、申請事業は何件であり、そのうち認定されなかつた事業は一体何件ありますか。あわせて御答弁いただきたい。

改正案は、土地収用を実施する公共事業の事業認定の手続で、透明性、公正性、合理性を確保するとして、事前説明会や公聴会の開催、第三者機関による意見聴取、認定理由の公表を義務づけております。これらは現行法の運用実態を見れば当然のことであります。これまで事業認定は昨年度も全国で七百八十三件を数えましたが、事業者が地権者側に説明の限りを尽くしたケースは見られません。

重要なことは、こうした住民軽視の従来の政府の姿勢を根本的に反省して改めることであります。そうでなければ、事前説明会や公聴会の義務づけも結局は形式的な措置で終わることは明白ではありませんか。大臣の御認識を伺います。

第三者機関による意見聴取について、改正案は、その任に当たる機関を、事業認定庁が国土交通大臣の場合は社会資本整備審議会にゆだねるとしておられます。しかし、同審議会は国土交通大臣の場合は社会資本整備審議会にゆだねるとしておられます。しかし、同審議会は国土交通大臣の諮問機関として設置されたものであり、そのメンバーも国土交通大臣が任命することとなつておられます。第三者機関による意見の聴取とはいながら、その聴取機関が事業を進める国土交通大臣の任命というのでは、中立性を担保することにはなり得ないではありませんか。明確な答弁を求め

るものであります。

改正案は、事業認定段階の見直しとともに、収用委員会の審理で事業認定が違法だと主張することを禁止するとか、地権者が多数の場合も審理で発言者を制限するとか、収用手続の調書への署名押印を廃止し、補償金も郵送で送りつけるといった措置を盛り込んでおります。

その理由について政府の説明資料は、収用手続にかかる膨大な労力とコストが事業計画をおくらせていて、そのように述べておられます。しかし、事業者内部の事務処理負担にすぎない問題を、権利者の財産権収用の簡便な手続によって解決しようとすることは本末転倒であります。すべては早期収用を最優先させ、そのためト拉斯運動を初めとする反対運動対策を意図したものであります。

これまでにも収用委員会には、公共事業そのものの批判や公益性に対する疑問が数多く持ち込まれてまいりました。なぜでしょうか。現行法が計画策定の段階から事業の公益性や公共性を議論できる場を全く保障していないからであります。

その根本を見直さずに、地権者や住民の意見の封

殺を図るのでは、公共事業をめぐる問題を解決するどころか、紛糾せることになるのではありませんか。大臣の答弁を求めるものであります。

改正案は、手続の簡略化に加えて、土地収用の適格事業として、地方自治体が設置するリサイクル施設や廃棄物処理センターが建設する廃棄物処理施設を追加するものとしております。しかし、

第三セクターは情報公開法や関連する条例の適用外であり、住民が用地選定の適否を判断するための知る権利が保障されておりません。これでは、

廃棄物処理施設用地の選定への住民参加や環境影響評価が万全でないまま、用地不足の解消だけを優先することになり、地権者のみならず周辺住民の不安と不信を今以上に大きくするだけではありますか。大臣の答弁を求めるものであります。

現在の公共事業は、その計画段階において関係住民に対する情報が十分に公開されず、公共性や公益性について住民を含め議論して合意形成を図る仕組みがありません。東京では、高尾山の自然を破壊する圈央道計画や、土壤、地下水、飛灰汚染の危険が無視され、そして強行されようとしている日の出町のごみ処分場拡張などに批判が高まっています。特定区間が長期間凍結されている東京外郭環状道路にしても、住民の合意なく線引きされたものであります。

事業の計画段階から透明性や公正性、住民参加が保障されないもとで土地収用手続を簡略化することは、最終段階での意思決定への住民参加の場をこれまで以上に狭め、むだな公共事業の推進を一層容易にするだけではありませんか。

事は、憲法の保障する国民の財産権を守るかどうか、住民の意思を尊重するのかどうか、自然環境を守るのか破壊するのか、税金のむだ遣いを許すのかどうか、民主主義の根本にかかる大問題であることを強調して、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣扇千景君登壇、拍手〕

官報(号外)

○國務大臣(扇千景君) 緒方議員の御質問にお答えし上げます。

住民軽視の姿勢についてのお尋ねがございました。

今回の法案は、事業認定手続の透明性及び信頼性の向上を図ることによりまして、国民から信頼を得ようとするものでございます。事前説明会や公聴会については、形式的なものにとどまらず、十分に実のあるものとなるように必要な措置を講じてまいりました。

第三者機関の中立性の確保につきましては、委員の任命に当たりましては特定の分野に偏ることなくバランスよく選ぶこととともに、事業を推進する中央官庁のOBを入れないことと、委員の任命に当たってはその氏名を公表すること、そして第三者機関の意見、考え方を示す議事要旨を公開すること、これらを考えております。

また、私どもいたしましては、社会資本整備審議会におきまして、このような観点から人選、運営等を行うことにしており、これによって中立性を確保できるものと考えております。

また、事業者と事業認定庁との同一性の問題についてのお尋ねがございました。

国土交通大臣が事業認定を行うことにつきましては、事業認定の判断には、事業に関する技術的、専門的知識が必要なこと、事業認定の中立性等を担保するための新たな措置として、第三者機

関である社会資本整備審議会の意見聴取、公聴会の開催、事業認定理由の公表の義務づけを措置したこととしたこと、諸外国におきましても事業所管大臣が事業認定を実施することが通例なこと等

のうち認定されなかつた件数についてのお尋ねがございました。

平成八年度から平成十二年度までの間におい

て、国土交通大臣または旧建設大臣に対しても事業認定の申請があつた件数は、五ヵ年度の合計で八百八十八件となります。このうち、申請者において申請を取り下げた三件を除く八百十五件が認定さ

れております。

第三者機関による事業認定制度についてのお尋ねがございました。

今回の法案において、事前説明会、公聴会の開催の義務づけにより住民の意見把握に努めるところに、公正、中立な第三者機関の意見聴取、事業認定の理由の公表による情報公開の徹底を行なうこ

とにより、現行の事業認定手続を大幅に見直すものでございます。以上のことから、事業認定制度としては、今回の法案により、公正性、中立性は十分に確保されているものと考えております。

計画策定期間における事業の議論の場についてのお尋ねがございました。

国土交通大臣が事業認定を行うことにつきまし

ては、事業認定には、事業に関する技術的、専門的知識が必要なこと、事業認定の中立性等を担保するための新たな措置として、第三者機

関である社会資本整備審議会の意見聴取、公聴会の開催、事業認定理由の公表の義務づけを措置すこととしたこと、諸外国におきましても事業所

管大臣が事業認定を実施することが通例なこと等

のうち認定されなかつた件数についてのお尋ねがございました。

過去五年間の大蔵の認定に係る申請件数及びそ

のうち認定されなかつた件数についてのお尋ねがございました。

平成八年度から平成十二年度までの間におい

て、国土交通大臣または旧建設大臣に対しても事業認定の申請があつた件数は、五ヵ年度の合計で八百八十八件となります。このうち、申請者において申請を取り下げた三件を除く八百十五件が認定さ

れております。

第三者機関による事業認定制度についてのお尋ねがございました。

今回の法案において、事前説明会、公聴会の開催の義務づけにより住民の意見把握に努めるところに、公正、中立な第三者機関の意見聴取、事業認定の理由の公表による情報公開の徹底を行なうこ

とにより、現行の事業認定手続を大幅に見直すものでございます。以上のことから、事業認定制度としては、今回の法案により、公正性、中立性は十分に確保されているものと考えております。

計画策定期間における事業の議論の場についてのお尋ねがございました。

国土交通大臣が事業認定を行うことにつきまし

ては、事業認定には、事業に関する技術的、専門的知識が必要なこと、事業認定の中立性等を担保するための新たな措置として、第三者機

関である社会資本整備審議会の意見聴取、公聴会の開催、事業認定理由の公表の義務づけを措置すこととしたこと、諸外国におきましても事業所

管大臣が事業認定を実施することが通例なこと等

のうち認定されなかつた件数についてのお尋ねがございました。

過去五年間の大蔵の認定に係る申請件数及びそ

のうち認定されなかつた件数についてのお尋ねがございました。

平成八年度から平成十二年度までの間におい

て、国土交通大臣または旧建設大臣に対しても事業認定の申請があつた件数は、五ヵ年度の合計で八百八十八件となります。このうち、申請者において申請を取り下げた三件を除く八百十五件が認定さ

れております。

第三者機関による事業認定制度についてのお尋ねがございました。

今回の法案において、事前説明会、公聴会の開催の義務づけにより住民の意見把握に努めるところに、公正、中立な第三者機関の意見聴取、事業認定の理由の公表による情報公開の徹底を行なうこ

とにより、現行の事業認定手続を大幅に見直すものでございます。以上のことから、事業認定制度としては、今回の法案により、公正性、中立性は十分に確保されているものと考えております。

計画策定期間における事業の議論の場についてのお尋ねがございました。

国土交通大臣が事業認定を行うことにつきまし

ては、事業認定には、事業に関する技術的、専門的知識が必要なこと、事業認定の中立性等を担保するための新たな措置として、第三者機

関である社会資本整備審議会の意見聴取、公聴会の開催、事業認定理由の公表の義務づけを措置すこととしたこと、諸外国におきましても事業所

管大臣が事業認定を実施することが通例なこと等

のうち認定されなかつた件数についてのお尋ねがございました。

過去五年間の大蔵の認定に係る申請件数及びそ

のうち認定されなかつた件数についてのお尋ねがございません。

〔國務大臣井上裕君登壇、拍手〕

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、

林業基本法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。武部農林水産大臣。

〔國務大臣武部勤君登壇、拍手〕

○國務大臣(武部勤君) 林業基本法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現行の林業基本法は、昭和三十九年、その当時ににおける社会経済の動向や見通しを踏まえて、我が國林業の向かうべき道筋を明らかにするものとして制定されました。

しかしながら、基本法制定後三十七年が経過し、我が国経渋社会が急速な経済成長、国際化の著しい進展等により大きな変化を遂げるとともに、森林に対する国民の要請は、木材生産機能から、国土や自然環境の保全、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能の発揮へと多様化しているなど、我が国森林・林業をめぐる状況も大きく変化いたしております。

こうした中、現行林業基本法が規定する政策体系につきましては、関係者の多大な努力により成果を上げてまいりましたが、一方で、林業の採算性の悪化、林業収入への依存度の低下等による森林所有者の経営意欲の減退により管理不十分な森林が増加しつつある状況にあります。

このため、国民の要請にこたえて、我が国の森林が将来にわたり適切に管理されるよう、木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るために政策へと転換し、国民的合意のもとに政策を進めていくことが必要であります。

本法案は、このような基本的考え方のもとに、林政審議会の報告を踏まえ、国家社会における森林・林業の位置づけなど森林・林業政策に関する基本理念を明確化するとともに、政策体系を抜本的に再構築し、今後の中長期的な政策展開の基軸を明確化するため、提案したものであります。御説明申し上げます。

第一に、森林及び林業に関する施策についての基本理念を明らかにすることであります。まず、森林の有する多面的機能の発揮のためには、森林の適正な整備及び保全が必要であることと基本理念として位置づけております。

また、林業が森林の有する多面的機能の発揮に果たしている重要な役割にかんがみ、その健全な発展を図るとともに、国民の需要に即した林産物の供給及び林産物の利用の促進を図ることについても基本理念と位置づけております。

さらに、あわせて国、地方公共団体及び森林所有者の責務等を定めております。

第二に、基本計画を策定することであります。森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本計画を定めて、施策についての基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用の目標、総合的かつ計画的に講すべき施策を国民の前に示すこととしております。

第三に、森林及び林業に関する施策の基本方向を明らかにすることであります。

森林の有する多面的機能の発揮、林業の健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に関する施策として基本的なものを定めております。

なお、林業基本法の一部を改正する法律案は、衆議院において一部修正されておりますが、その概要は次のとおりであります。

第一に、森林の適正な整備及び保全を図るに当たっては、定住の促進等による山村の振興が図られるよう配慮されなければならないものとすること、第二に、国は、森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うものとすること等であります。

以上、林業基本法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。広中和歌子君。

〔広中和歌子君登壇、拍手〕

○広中和歌子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました林業基本法の一

部を改正する法律案について、農林水産大臣並びに関係大臣にお伺いいたします。

私たち日本人は、古来、森林と深いかかわりを持ち、森林から多くの恵みを享受してまいりました。すなわち、森林は単に家や家具をつくるための木材や、料理し、あるいは暖をとる薪炭を提供する場としてだけではなく、水源の涵養やCO₂の吸収など環境面で多面的な機能を持ち、かつ多様な野生動植物の宝庫としても人々に広く利用されてまいりました。

また、日本人にじみの深い神社や寺の境内に広がる鎮守の森は、多くの船に水先案内の役を果たしてきたとともに、想像力をかき立てる空間でもあり、数多くの伝説や物語を生んできました。私たちが子供のころからなじみのある「こぶとりじいさん」、「竹取物語」など、寓話の多くが森にかかわっております。すなわち、鎮守の森は日本人の伝統、知性、感性と一体化し、魂の宿る森であつたと国際生態学センターの宮脇昭氏は述べております。

最近、私は、世界自然遺産に登録された屋久島や白神山地を訪れる機会に恵まれましたが、日本人がいかに森林と深くかかわり共生してきたかと、第二に、国は、森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うものとすること等であります。

以上、林業基本法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

林業の弱体化は、森林の状態の悪化にもつながっております。手入れの行き届かなくなつた山では、伐採後に植林されることもなく放置されています。間伐が行われないところでは、木の一本一本の育成状況が悪く、下層植生が育たないために表土が流出し、本来の森林としての機能を失っています。つまり、林業経営が厳しい状況に陥り、そのため人手が入ることを前提としている人工林は崩壊の危機に直面しているのです。

このような状況のもとで、国民の森林に対する期待も大きくなっています。昭和五十五年には、森林に対する期待として第二番目に挙げられた木材生産は、平成十一年には九番目に

この基本法の背景には、戦後の復興期を経て経済の発展期に差しかかり、建築用材、パルプ用材としての木材需要が急速に拡大する一方で、戦中戦後の乱世からようやく復旧した山林では生産供

給が追いつかないため、林業の安定的な発展への要請の高まりでした。第二点として、経済成長に伴い第二次産業、第三次産業が発達するに伴って、労働力がこれらの産業に吸収され、第一次産業を担う農山村から人口が流出する社会の変化を背景として、林業従事者の経済的、社会的な地位の向上が要請されるようになりました。これら二つの課題に対処することを目的として林業基本法が制定されたのであります。

この二つの目標を持って制定された林業基本法の果たしてきた役割について、農林水産大臣にお伺いいたします。

申し上げるまでもなく、現在、日本の林業の置かれている状況は非常に厳しい。田高等による外材の輸入価格の低下、小規模林業経営者が多く、経営効率が改善しにくなど、生産コスト抑制の限界から、国産材は安価な外材に太刀打ちできません。それに伴い、林業経営は成り立たなくなり、若い後継者の確保にも困難を來しております。

あるとの認識が高まってきたということが昨今の状況と言えます。

本改正案において基本理念の大軒な見直しが提案されております。従来の理念である国内林業の発展の上位に、森林の有する国土保全、その他の多面的機能の発揮について規定されていることがそれです。

そもそも、理念法としての基本法の趣旨を考えるならば、現行の基本法のようく林業に焦点を当てるのではなく、改正法のように、まず森林を守り育てることを中心とし、その森林を経済活動の場とする林業の発展を規定することが本来のあるべき姿ではなかつたかと思われます。林業が発展するためには、まずその業を行っていくための場としての森林が必要で、その場がなくなつてしまえば産業も立ち行かなくなるのは当然だからです。このため、本改正案の趣旨には評価する点があると考えますが、森林の多面的機能の発揮を基本法に加えることに至つたいきさつと、新たな基本法のもとでの今後のビジョンについて農水大臣にお伺いいたします。

また、こうした状況を見れば、私はもっと早期に基本法を見直すべきであったと思います。二十年前には現在の森林・林業のありようが予測できたという意見もございますが、このような状況になるまで見直しを行わなかつたことについての御見解をお伺いいたします。

平成十一年度の林業経営調査の結果によると、林家の林業所得は一戸当たり平均三十五・八万円にすぎません。保有山林規模別に見るならば、二十から五十ヘクタール保有林家では二十四・七万円、五十から百ヘクタール保有林家では五十八・五万円、百ヘクタールから五百ヘクタールの林家で百十・九万円にすぎないので、百ヘクタール以上を保有する大規模林家でさえ年間所得が百十

一万円にすぎないのでは、新たに林業に取り組もうとする人が出てくるか疑問です。

所得政策を含めて林業を考え直さなければ、林業の消滅のみならず森林環境の破壊につながります。あるべき林業経営の姿、そしてそのビジョンに対する施策をお伺いいたします。

次に、国民参加による森林の保全についてお伺いいたします。

冒頭申し上げたとおり、我が国は一見緑豊かでありますけれども、その内情はお寒い限りで、森林の荒廃が進んでおります。このように荒廃が進んだのは、林業経営が立ち行かなくなり、森林所有者の自助努力では管理できなくなつている状況があるからです。こうした森林については、国や自治体などの公的な関与により整備を進めるとともに、国民の自発的な活動によって整備を進めることが最も重要です。例えば、ナショナルトラストのような形で森林を愛する国民に森林を守る運動に参画していく、たく方法も考えられます。

このような国民の自発的活動についてどのように支援を行っていくか、農林水産大臣の御見解をお伺いします。

我が国では、都市集中化が進み、宅地開発により緑が減少してまいりました。欧米のように郊外と呼ぶにふさわしい緑地が十分に存在しないのが現状です。例えば、都市近郊に残されたトトロの森のような貴重な里山林を子孫に残していくことが我々の責務ではないでしょうか。一昨年騒動となつた所沢のダイオキシン問題などは、相続税の負担によって林地が産業者に切り売りされたことが要因になつていてと聞いております。

都市近郊において緑が十分に保全できるような税制の見直しを含むさまざまな施策が必要ではないかと考えますが、農水大臣及び財務大臣のお考えを伺います。

林産物は、森林の環境に寄与する多面的機能を考えれば、当然、自由貿易のルールから除外する

ことが妥当であるにもかかわらず、貿易上、鉱工業製品同様の扱いを受けてまいりました。その結果、諸外国、なかんずく途上国、熱帯雨林は違法伐採などにより絶滅の危機に瀕しており、これまでもこうした木材が我が国に大量に輸出され、大きな国際問題となつて、日本が名指して非難されることがあります。

他方、我が国の林業は、人手難や労賃の高さ、また円高によって国際競争力を失つております。このため、日本の森林面積は日本の国土の六七%と先進国中非常に大きいにもかかわらず、森林は荒廃し、持続可能な森林経営からはほど遠い状況にあります。

農業、なかなか米は保護されたのに、なぜ林業にはそれがないのでしょうか。WTOのルールに環境の視点から例外をつくるべきではないかと考えます。つまり、輸出入国双方の持続可能な森林経営を確保するために、林産物に対して関税をかけ、これを国内外における植林などの森林整備費に充てるよう、WTOの小委員会で検討することを我が国は提案すべきだと思います。

また、我が国では林業経営者が少数であり、個人経営者であることから、横の連絡が少なく、貿易ルールに対しても政治的圧力団体としての主張を行うことが難しい状況を見れば、そうした方々の声なき声を吸い上げる必要があるのでないでしょうか。

これらの点について、農水大臣のイニシアチブをとつていただきたいと考えますが、御見解をお伺いいたします。

森林に関しては、単に国内問題ではなく、国際的な協力のもとに森林資源の保全を図つていかなればなりません。これまで森林に関しては、リオの地球環境サミットで森林原則声明が出されて以来、IPFなど政府間で討議が重ねられておりましたが、各国の利害の調整が難しく、余り進展しないのではないかと思われます。

こうした中、昨年十月、NGOである世界森林委員会と国連大学の共催で森林と持続可能な開発に関する国際会議が東京青山の国連大学で開催され、森林保全について世界的な取り組みの必要性が確認されました。その際、森林の地球環境に果たす役割を評価し、持続可能な森林経営を推進するため、国際世論醸起の一助として国連世界森林年を設けることが提案されました。

日本政府として、この提案を受け、国連総会で取り上げられるよう行動を起こしていただきたいのですが、環境大臣、農水大臣のお考えはいかがでしょうか。

最後に、京都議定書についてお伺いいたします。

（國務大臣武部勤君登壇、拍手）

○國務大臣（武部勤君） 貴重な御提言を交えて広く議員からの御質問をいただきましたが、以下、お答え申し上げたいと存じます。

まず、林業基本法の果たしてきた役割についてのお尋ねですが、現行林業基本法は、当時の旺盛な木材需要に対応した国産材の供給を確保するため、林業総生産の増大などを目標としたものであります。これに基づき、我が国森林の四割を占める一千万ヘクタールに及ぶ人工林の造成を始めとする森林資源の計画的な整備が進められました。これに基づき、我が国森林の豊かな緑をつくり上げていくことの重要性をさらに感じております。

次に、森林の多面的機能の発揮を新たな基本法の理念とすることについての御質問であります

が、森林に対する国民の要請は、木材生産ばかり、森林の有する水資源の涵養など、多面的機能の発揮へと変化しております。また、持続可能な森林經營等の観点から森林・林業施策の見直しへの要請が高まっていること等も踏まえ、森林の有する多面的機能の持続的発揮と林業の持続的かつ健全な発展等を新たな基本理念として位置づけることとしたところであります。

今後は、新たな基本理念に即し、重視すべき機能に応じた望ましい施設を推進するなど、森林の多面的機能の発揮に重点を置いて施策を推進してまいりたいと存じます。

また、より早期に林業基本法を見直すべきではなかつたかとの御指摘については、全く私も同感であります。

基本法の改定については、森林・林業を取り巻く諸情勢の変化、見直しを求める国民各層の要請などを総合的に勘案し検討した結果この時点になつたものであります。このことにつきましての御理解をお願いしたいと存じます。

次に、林業経営についてお尋ねがありました。林業においても、効率的かつ安定的な林業経営を担うことができる林家、林業事業体などを育成、確保し、これらの者が林業生産の相当部分を担う林業構造の確立が必要であります。このため、これららの者への受託等による施設、経営の集約化、林道の整備、機械化による生産コストの低減等を推進してまいりたいと存じます。続いて、国民の自發的な活動への支援についてであります。近年、森林の整備、保全に取り組むボランティア活動が大変ふえております。これらの団体は三年前と比べ倍増しているというが現状でございまして、森林の多面的機能の持続的発揮に向けて、広く国民の理解と参加を得て森林の整備、保全を進めるため、ボランティアに関する全国情報の受発信やその拠点となるフィールドの整備等を推進してきたところであります。今

後とも、国民の自発的な活動を促進するための条件整備に努力してまいりたいと存じます。

次に、里山林などの保全施策についてお答えいたします。

里山林等の都市近郊林は、生活に潤いと安らぎを与える、森林と人の豊かな関係を回復するための場として国民の期待が高まっております。このため、都市住民などの参加による保全・利用活動を推進するほか、保安林制度の活用を通じ、その保全を図る取り組みなどを進めてまいります。

また、林産物WTO交渉において新たなルールづくりを提案すべきとの御指摘でございますが、

次期WTO交渉においては、持続可能な森林経営の推進に資する貿易ルールが確立されるよう、地球規模の環境問題、資源の持続的利用、輸出入国間の権利義務のバランスといった観点を踏まえた枠組みを確保しつつ、交渉を行う必要があると考えております。

交渉に臨むに当たりましては、このような点について合意形成を図るために、引き続き林業関係者を初めとする国民の皆様の声に耳を傾けてまいりたいと存じます。

最後に、国連世界森林年の提案について申し上げます。

世界の持続可能な森林経営のため、地球サミット以降、国連に設置された政府間対話の場等に積極的に参画し、国際的な合意形成に貢献してきたほか、途上国への二国間協力や国際機関への資金拠出などを推進してきたところでありますが、御指摘のありました国連世界森林年も有意義なことと考えられます。今後、関係省庁と連携を図りつつ検討してまいりたいと存じます。(拍手)

(国務大臣塩川正十郎君登壇、拍手)

○國務大臣(塩川正十郎君) 私に対しましては林地の相続税についての配慮を図れというお尋ねでございました。

御質問の趣旨は私も十分に理解できておりるのでござりますけれども、しかし、財産税としての相続税でございますので、取得した財産の価額というものを公平にやっぱり評価しなければならぬという点におきまして、扱いに特別の政治的な判断を下すということはちょっと不可能であろうと思つております。

しかしながら、林地につきましては、林等につきましては、従来から課税価格の算定なりあるいは延滞利息等につきまして格別の優遇措置を講じております。それによりまして、できるだけ林地を私有財産として保有していただくように、環境保全のために役に立つような措置を講じていただくように努力しておるところでございますので、なお一層検討いたして進めていきたいと思つております。(拍手)

(国務大臣川口順子君登壇、拍手)

○國務大臣(川口順子君) お答えを申し上げます。国連世界森林年についてのお尋ねがございました。

森林の有する多様な価値に焦点を当て、昨年、国連大学で開催されました国際会議は、広中議員がリーダーシップをとられ、私も一部参加をさせていただきましたけれども、まさに時宜を得た大変意義ある会議であったと思います。

そこで提案をされました国連世界森林年につきましては、大きな関心を有しております我が国とましては、具体的にどういう提案ができるかを含めまして、関係省庁とよく相談をしてまいりたいと思います。

以上、答弁いたしました。

(吉川春子君登壇、拍手)

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○議長(井上裕君) 日程第一 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第二 清化権法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第三 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第四 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第五 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第六 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第七 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第八 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第九 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第十 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第十一 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第十二 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第十三 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第十四 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第十五 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第十六 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第十七 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第十八 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第十九 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第二十 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第二十一 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第二十二 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第二十三 温泉法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第二十四 温泉法の一部を改正する法律案

また、我が国として、環境十全性の観点から米国の参加が重要であると考えおりまして、米国が京都議定書の発効に向けた交渉に積極的に参加するよう、引き続き粘り強く働きかけてまいりました。

我が国自身も、COP6再開会合までの国際的合意も踏まえ、京都議定書を二〇〇二年までに締結できるよう、締結に必要な国内制度の構築に全力で取り組んでまいります。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

承知願います。

につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百五十四回国会に衆議院において太田誠一君外四名から提出されたものであり、今国会に至り、同院で可決され、本院に提出されたものであります。

その内容は、今次の中央省庁等改革に関する基本理念を定め、國の責務を明らかにし、及び特殊法人等整理合理化計画の策定について定めるとともに、特殊法人等改革推進本部を設置することにより、集中改革期間における特殊法人等の集中的かつ抜本的な改革を推進しようとするものであります。

委員会におきましては、特殊法人等の事業及び組織形態見直しの基準、整理合理化に当たっての雇用安定への配慮、いわゆる天下り問題と情報公開等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大沢委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数 百九十七
賛成 百六十三
反対 三十四

よって、本案は可決されました。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(井上裕君) 日程第六 短期社債等の振替に関する法律案

日程第七 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案

日程第八 租税特別措置法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第九 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長伊藤基隆君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

(伊藤基隆登壇、拍手)

○伊藤基隆君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

四法律案は、いずれも緊急経済対策に関連して提出されたものであります。

まず、短期社債等の振替に関する法律案は、企業の短期資金調達手段であるコマーシャルペーパーを短期社債として位置づけるとともに、短期社債等について券面を必要としない新たな流通、振替制度を創設するものであります。

次に、株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案は、証券決済制度をより安全で効率性の高いものにしていく観点から、保管振替機関の組織形態について、資金調達方法の多様

化、業務運営の効率化等を実現するため、現行の公益法人形態を株式会社形態に改めるものであります。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、最近における経済情勢を踏まえ、個人投資家の市場参加の促進等の観点から、長期所有株式に係る少額譲渡益の非課税措置を創設するものであります。

最後に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、金融機関等が預金保険機構に対し資産の買い取りの申し込みを行うことができる期限を平成十六年三月三十一日まで延長するものであります。

委員会におきましては、以上四法律案を一括して議題とし、短期社債等振替法案及び株券等保管振替法改正案につきましては柳澤金融担当大臣から、租税特別措置法改正案につきましては塙川財務大臣から、金融機能再生緊急措置法改正案につきましては、発議者を代表して衆議院議員塙崎恭久君から、それぞれ趣旨説明を聴取いたしました。

質疑におきましては、コマーシャルペーパーの普及がおくれている理由、株券等保管振替機関の組織形態の株式会社化の趣旨、少額譲渡益非課税措置の創設による証券取引への影響、整理回収機構による健全金融機関等からの資産買い取り業務を延長する必要性、不良債権の最終処理に伴う雇用への影響等、各般にわたり熱心な論議が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

四法律案について質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して池田幹幸理事

質疑におきましては、コマーシャルペーパーの普及がおくれている理由、株券等保管振替機関の組織形態の株式会社化の趣旨、少額譲渡益非課税措置の創設による証券取引への影響、整理回収機

構による健全金融機関等からの資産買い取り業務を延長する必要性、不良債権の最終処理に伴う雇用への影響等、各般にわたり熱心な論議が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

四法律案について質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して池田幹幸理事

なお、短期社債等振替法案、株券等保管振替法改正案及び金融機能再生緊急措置法改正案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

まず、短期社債等の振替に関する法律案、株券等の保管及び振替に関する法律案、株券等保管振替法改正案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。

官 報 (号 外)

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたしま
す。

投票総数
百九十一
賛成
反対
よって、本案は可決されました。（拍手）
七十八
百十八

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

(井上裕君) 本日はこれにて散

午前十一時三十九分散会

出席者は左のとおり。

副議長 菅野 久光君

高橋 令則君

高橋 令則君
沢 たまき君
岩本 荘太君
加藤 修一君

平野 貞夫君

長谷川道郎君

高野
世郎君

山下栄一君

田名部匡省君

荒木清竇君
若林正俊君

森本
晃司君
白浜
一良君

月原
茂皓君
千景君

平成十三年六月二十日 参議院会議録第二十二号 議長の報告事項

議長の報告事項

山下田浦日出佐藤常田烟常田英輔君
仲道森田佐々木知子君
岩井國臣君
次夫君
佐藤田村公平君
齊藤森下滋宣君
鈴木政二君
岩永博之君
加藤浩美君
紀文君
善彦君
須藤良太郎君
山崎正昭君
中曾根弘文君
田中直紀君
南野知恵子君
吉川芳男君
石井道子君
野沢太三君
青木幹雄君
水島裕君
中川義雄君
市川有馬
山内俊夫君
谷川龍二君
松村貞子君
林眞夫君
北岡要人君
大島秀一君
海老原義彦君
鎌田秀善君
河本芳正君
清水嘉与子君
柳川英典君
矢野秀久君
宮崎哲朗君
成瀬守重君
保坂三藏君
中原哲男君
沓掛爽君
武見敬三君
久野宏一君
岸末廣まさこ君
木村仁君
龜井郁夫君
阿南一成君
片山虎之助君
陣内公堯君
吉村剛太郎君
松谷蒼一郎君
松田岩夫君
野間赳君
上野公成君
狩野安君
岩村時男君
服部三男雄君
森山光英君
岩城裕君
加納惠君
佐藤昭郎君
常田享詳君
佐藤英輔君
鹿熊

竹山 真鍋 賢二君
西田 岩崎 吉宏君
斎藤 木俣 桜井 充君
内藤 ト朗君 純三君
佐藤 佳丈君 正光君
高嶋 海野 雄平君
前川 柳田 忠夫君 徹君
櫻井 峰崎 良充君
藤井 川橋 稔君
千葉 北澤 俊男君
黒岩 江田 直樹君
糸袋 大門 実紀史君
島袋 福島 満治君
大沢 黒子君 幸子君
須藤 稲穂君 より子君
煙野 五月君 親司君
大脇 宗康君 景子君
須藤 瑞穂君 季子君
雅子君 辰美君
エマ子君 仁美君
君枝君 紀子君
君枝君 春子君
君枝君 晃君
君枝君 亮君
君枝君 達郎君
君枝君 貞雄君

倉田	岡野	坂野	谷林	井上	坂野	岡野	倉田
寛之君	裕之君	重信君	吉夫君	正昭君	哲郎君	吉夫君	寛之君
小宮山洋子君	小川	敏夫君	伊藤	本田	佐藤	基隆君	日下部博代子君
篠瀬	江本	良一君	進君	長谷川	長谷川	泰介君	西山登紀子君
佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	輿石	東君	昭久君	八田ひろ子君
寺崎	寺崎	寺崎	寺崎	直嶋	勝木	健司君	利和君
久保	久保	久保	久保	直嶋	正行君	正行君	幸代君
広中和歌子君	広中和歌子君	広中和歌子君	広中和歌子君	直嶋	直嶋	直嶋	靖夫君
西川きよし君	西川きよし君	西川きよし君	西川きよし君	中村	中村	中村	大淵
宮本	宮本	宮本	宮本	井上	井上	井上	池田
岳志君	岳志君	岳志君	岳志君	美代君	美代君	美代君	緒方
敦夫君	敦夫君	敦夫君	敦夫君	寛徳君	寛徳君	寛徳君	富樫
利和君	利和君	利和君	利和君	幸代君	幸代君	幸代君	岩佐
練三君	練三君	練三君	練三君	恵美君	恵美君	恵美君	緒方
靖夫君	靖夫君	靖夫君	靖夫君	大淵	大淵	大淵	本岡
絹子君	絹子君	絹子君	絹子君	昭次君	昭次君	昭次君	岡野

官 報 (号 外)

同日内閣から、災害対策基本法第九条第一項の規定に基づく防災に関するとつた措置の概況及び平成十三年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。

同日議長は、ハヤのアーヴィング・オフ・レブリック卿・連合王国上院議長再任に際し、同議長宛祝電を発送した。

同日議長は、十日のセイエド・モハンマド・ハタミ・iran・イスラム共和国大統領再選に際し、同大統領宛祝電を発送した。

一昨十八日議長において、次のとおり常任委員会辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

農林水產委員	辯任	大野つや子君	補欠
國土交通委員	野間	赴君	佐藤 昭郎君
	森山	裕君	岩永 浩美君
	山下	善彦君	井上 吉夫君
	魚住		金田 勝年君
金田	汎英君		矢野 哲朗君
山下	勝年君		橋本 善彦君
芳生君			敦君

行政監視委員 福島 瑞穂君 潤上 貞雄君
辞任 潤上 自雄君 福島 瑞穂君 楠山 勝久
税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案(河村たかし君外三名提出)(衆第五一号)同日議長は、次の議員提出案を内閣委員会に付託した。
戦時的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(木崎昭次・吉田一郎君等議)(参第一二四号)

法務委員	山本 正和君	三重野栄子君
外交防衛委員	岩井 國臣君	久野 恒一君
大野つや子君	岡崎トミ子君	佐々木知子君
魚住 汎英君	竹村 泰子君	千葉 景子君
佐藤 昭郎君	山下 芳生君	橋本 满治君
辞任	辞任	辞任
辻吉君	辻吉君	辻吉君

			環境委員
		予算委員	辞任
	決算委員	辞任	橋本 聖子君
		大野つや子君	岡崎トミ子君
		清水嘉与子君	加藤 修一君
		朝日 芳正君	福本 潤一君
		林 傑弘君	
		小林 元君	
		魚住裕 一郎君	
		林 紀子君	
	辞任		
	岸 宏一君		
	佐々木知子君		
	斎藤 滋宣君		
	堀 横井		
	益田 洋介君		
	利和君		
	靖天君		
		補欠	須藤良太郎君
			千葉 景子君
			木庭健太郎君
			益田 洋介君
		岸 宏一君	
		斎藤 滋宣君	
		堀 佐々木知子君	
		堀 横井	
		益田 洋介君	
		利和君	
		大野つや子君	
		清水嘉与子君	
		朝日 芳正君	
		林 傑弘君	
		小林 元君	
		魚住裕 一郎君	
		亮君	
	補欠		大門実紀史君

同日議員から次の質問主意書が提出された。			
少額訴訟手続等に関する質問主意書(海野義孝君提出)(第三五号)			
同日内閣から、平成八年度及び平成九年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告を受領した。			
昨十九日議長において、次のとおり常任委員の任命を許可し、その補欠を指名した。			
内閣委員			
総務委員			
辞任			
市田 忠義君	力君	山崎	辯任
佐々木知子君	宮本 岳志君	矢野	補欠
常田 享詳君	岩井 関谷	鴻池	補欠
富樫 練三君	山下 善彦君	祥肇君	補欠
八田ひろ子君	勝嗣君	國臣	補欠
宮本 岳志君	靖大君	秀世君	補欠
市田 忠義君	秀世君	忠義君	補欠

橋本	聖子君	財政金融委員	辞任
福本	潤一君		
益田	洋介君		
須藤良太郎君	海老原義彥君	補欠	
木庭健太郎君	月原		
富樫	正和君	補欠	
練三郎	茂皓君		
大野つや子君	山本	厚生労働委員	辞任
常田	正和君		
享詳芦君	浜四津敏子君	農林水産委員	辞任
羽田雄一郎君	佐藤昭郎君	経済産業委員	辞任
善彦君	矢野		
良一君	山下		
満治君	本田		
薬科	良一君		
風間	良一君		
祐君	良一君		
補欠	大野つや子君		
浜四津敏子君	魚住汎英君		
竹村泰子君	羽田雄一郎君		
羽田雄一郎君	常田		
泰子君	享詳芦君		
泰子君	大野つや子君		
泰子君	浜四津敏子君		

第三条に見出ことして「(土地の掘削の許可)付し、同条第一項中「ゆう出させる」を「ゆう出せる」に、「掘さへしよう」を「掘削しよう」と、「境省令の」を「環境省令で」に改め、同条第二項「掘さへ」を「掘削」に改め、同条第三項中「許可与える」を「同項の許可をしようとする」に改まる。

第四条から第六条までを次のように改める。

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申
(請求の基準)

該許可を受けた者の申請により、一回に限り、一年を限度としてその有効期間を更新することができる。

上事の完了又は廃止の届出)

第三条 第二項の許可を受けた者は、当該
許可に係る掘削の工事を完了し、又は廃止した
ときは、遅滞なく、環境省令で定めるところに
り、その旨を都道府県知事に届け出なければ
ならない。

三 第十四条第一項の規定に違反した者(前号の規定に該当する者を除く。)
四 第二十三条の規定に違反した者
第一四条を第三十七条とする。
第二十三条中「左の各号の「」を、次の各号のい
ずれかに改め、「これを」を削り、「五十円」を「五
十万円」に改め、同条第一号中「第六条(第八条第
二項において準用する場合を含む。)」第七条(第
八条第二項及び第十九条第一項)を「第七条第二

第二十一条に見出しとして「審議会その他の合議制の機関への諮問」を付し、同条は「第四条(第八条第二項)を第四条第一項(第九条第二項)に、「第六条(第八条第二項)を第七条(第九条第二項)に、「第八条第一項又は第九条」を「第九条第一項又は第十条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第十九条を削る。

第四章の次に次の一章を加える。

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 35, No. 4, December 2010
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

十七条から第三十条までを削る。

三條第一項」に改め、同条に次の二号を加える。

第三十条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用

二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る
掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。

十万円以下の過料に処する。

第二十三条を第三十五条とし、同条の次に次の
一条を加える。

四 申請者が第七条第一項第三号の規定により執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

同条第一号を次のように改める。

第一項」に改め、「これを」を削り、「一円」を「百円」に改め、同条第一項中「刑は」を「罪を犯した者には」に、「これを」を「懲役及び罰金を」に改

員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

を「第一十四条第一項又は第三十一条第一項若
は第二項三款の、「当該旨(マハシテ)」を

第二十一条に見出しとして「(聴聞の特例)」を付し、同条第一項中「都道府県知事が、第六条(第八条第二項)を「都道府県知事は、第七条第二項(第

(許可の有効期間等)

「第十六条」を「第二十四条第一項又は第三十

条第一項中「第五条（第八条第二項）において準用する場合を含む。」、第六条第八条第二項を「第七条（第九条第一項）に、「第九条第一項又は第十八

り当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、

支那の民族問題

他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3 第二十四条第一項及び第三項の規定は、前一項の規定による立入検査について準用する。

(政令で定める市長による事務の処理)

第三十一条 第三章、第二十九条第一項(第二十

七条第二項の規定による処分に係る部分に限る)、第三十条第一項(温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)又は前条第一項(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法(昭和二十二年法律第二百一号)第五条第一項の政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」といいう。)又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 保健所を設置する市又は特別区の長は、前項に規定する事務に係る事務で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(経過措置)
第三十三条 前条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
第十六条から第十八条の三までを削る。

第十五条に見出しとして「改善の指示」を付し、同条中「環境省令の」を「環境省令で」に改め、第二章中同条を第二十六条とし、同条の次に次の二条を加える。
(許可の取消し等)
第二十七条 都道府県知事は、次に掲げる場合に

は、第十三条第一項の許可を取り消すことがで

きる。

一 公衆衛生上必要があると認めるとき。

二 第十三条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第十三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講すべきことを命ずることができる。

第十四条に見出しとして「(地域の指定)」を付し、同条中「温泉利用施設」の下に「(温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第二十五条とする。

第十三条に見出しとして「(温泉の成分等の掲示)」を付し、同条中「見易い」を「見やすい」に、「環境省令の」を「環境省令で」に改め、同条に次の二项を加える。

2 前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者(以下「登録分析機関」という。)の行う温泉成分分析(当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。)の結果に基づいてしなければならない。

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による掲示をしようとするときは、

2 前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者(以下「登録分析機関」という。)の行う温泉成分分析(当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。)の結果に基づいてしなければならない。

の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

第十三条を第十四条とし、同条の次に次の十条を加える。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第二十二条(第三号を除く。)の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 都道府県知事は、第一項の登録をしたときはその旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により通知しなければならない。

(温泉成分分析を行う者の登録)

第十五条 温泉成分分析を行おうとする者は、そ

の温泉成分分析を行う施設(以下「分析施設」という。)について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる

けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第二十二条(第三号を除く。)の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号の

いずれかに該当する者があるもの

四 都道府県知事は、第一項の登録をしたときは

その旨を、当該登録を拒否したときはその旨及

びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により

通知しなければならない。

(温泉成分分析を行う者の登録)

第十六条 登録分析機関は、前条第二項各号に掲

げる事項に変更(環境省令で定める軽微なもの

を除く。)があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、当該

第一号)附則第二条の規定によりなおその效力を有するものとされる同法による改正前の第五条(同法による改正前の第八条第二項において準用する場合を含む。)第七条」とする。(許可の取消しに関する経過措置)

浄化槽法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

第四十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「環境省令で定めるところにより」を削り、「が認定した講習会」を「の指定する者（以下この章において「指定講習機関」という。）が国土交通省令・環境省令で定めるところにより行

3
かつ確実な実施に必要な経済的及び技術的な基礎を有するものであること。
主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

この法律の施行の際に旧法第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けている者に対する

環境委員長 吉川 春子
井上 谷段

する新法第七条第一項(新法第九条第二項における文

いて準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた

事由については、なお從前の例による。
四条 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の許可を受けている者に対する新法第二十七条第一項の規定による許可の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお從前の例による。

五条 この法律の施行の際現に旧法第十三条の規定によりされている掲示については、新法第十四条第二項及び第三項の規定は適用しない。

(検討) 六条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部改正)

二十五年法律第二百二十一号)の一部を次のよう

第三条第一項中「虞」を「おそれ」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「掘さく」を「掘削」に改める。

を次のように改正する。
目次中「第六十四条」を「第六十七条」に改める。
第五条第一項中「第四十八条第二項」を「第四十
八条第四項」に改める。

の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(事業計画の認可等)
第四十三条の四 指定試験機関は、毎事業年度、
事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度
じがどうなる。

本法施行のため、別に費用を要しない。
浄化槽法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十三年六月五日

本法施行のため、別に費用を要しない。
净化槽法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十三年六月五日

7
国土交通大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて浄化槽設備工試験を受けることができないものとすることができる。

□ 次条第二項の命令により解任され、その
解任の日から起算して二年を経過しない者
（指定試験機関の役員の選任及び解任）

□ なくなつた日から起算して二年を経過しな
い者

² 令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 効力を生じない。

主務大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第四十三条の五第一項に規定する試験事

要件を満たしていると認めるときでなければ、
指定試験機関の指定をしてはならない。
一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他

務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定期間内に対し、当該役員の解任を命ずること

の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(事業計画の認可等) とかである。
第四十三条の四 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度

<p>の開始前に(第四十三条第四項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅延なく、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(試験事務規程)</p>	
<p>第四十三条の五 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この章において「試験事務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 試験事務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。</p> <p>3 主務大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>(指定試験機関の浄化槽設備士試験委員)</p>	
<p>第四十三条の六 指定試験機関は、浄化槽設備士試験の問題の作成及び採点を浄化槽設備士試験委員(以下この条及び第四十三条の八第一項において「試験委員」という。)に行わせなければならない。</p> <p>2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、主務省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。</p> <p>3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。</p> <p>4 第四十三条の三第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。</p>	
<p>(受験の停止等)</p> <p>第四十三条の七 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、浄化槽設備士試験に關して不正の行為があつたときは、その指定不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののはか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第四十三条第六項及び第七項の規定の適用については、同条第六項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第七項中「前項」とあるのは「前項又は第四十三条の七第一項」とする。</p> <p>(秘密保持義務等)</p> <p>第四十三条の八 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 試験事務に從事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>(帳簿の備付け等)</p>	
<p>第四十三条の九 指定試験機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に關する事項で主務省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。</p> <p>(監督命令)</p> <p>第四十三条の十 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令を下すことができる。</p> <p>2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。</p> <p>(試験事務の休廃止)</p> <p>第四十三条の十一 指定試験機関は、主務大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。</p> <p>(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)</p>	
<p>(指定の取消し等)</p> <p>第四十三条の十二 主務大臣は、指定試験機関が第四十三条の二第三項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 主務大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第四十三条の二第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。</p> <p>二 第四十三条の三第二項第四十三条の六第六項において準用する場合を含む。)、第四十三条の五第三項又は第四十三条の十の規定による命令に違反したとき。</p> <p>三 第四十三条の四、第四十三条の六第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したところ第三項まで又は前条の規定に違反したとき。</p> <p>四 第四十三条の五第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。</p> <p>五 次条第一項の条件に違反したとき。</p> <p>(指定等の条件)</p> <p>第四十三条の十三 第四十三条第四項、第四十三条の三第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の五第一項又は第四十三条の十一の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。</p> <p>2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。</p> <p>(公示)</p> <p>第四十三条の十六 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。</p> <p>一 第四十三条第四項の規定による指定をしたとき。</p> <p>二 第四十三条の十一の規定による許可をしたとき。</p> <p>三 第四十三条の十二の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p> <p>四 前条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を国土交通大臣が行うこととするとき、又は国土交通大臣が行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。</p> <p>(主務省令への委任)</p> <p>第四十三条の十七 第四十三条から前条までに規定するものほか、浄化槽設備士試験の試験料に係る処分(浄化槽設備士試験の結果について)</p>	

目、受験手続その他浄化槽設備士試験の実施に
関し必要な事項並びに指定試験機関及びその行
う試験事務に關し必要な事項は、主務省令で定
める。

(指定講習機関の指定)

第四十三条の十八 指定講習機関の指定は、主務
省令で定めるところにより、講習を行おうとす
る者の申請により行う。

2 主務大臣は、前項の申請が次の要件を満たし
ていると認めるときでなければ、指定講習機関
の指定をしてはならない。

一 職員、設備、講習の実施の方法その他の事
項についての講習の実施に関する計画が講習
の適正かつ確実な実施のために適切なもので
あること。

二 前号の講習の実施に関する計画の適正かつ
確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎
を有するものであること。

3 主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のい
ずれかに該当するときは、指定講習機関の指定
をしてはならない。

一 申請者が、民法第三十四条の規定により設
立された法人以外の者であること。

二 申請者がその行う講習に関する業務(以下
この章において「講習業務」という。以外の業
務により講習業務を公正に実施することがで
きないおそれがあること)。

三 申請者が、第四十三条の二十五の規定によ
り指定を取り消され、その取消しの日から起
算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、この法律に違反し
て、刑に処せられ、その執行を終わり、又は
執行を受けることがなくなった日から起算し
て二年を経過しない者があること。

五 申請者が、第四十三条の二十九の規定によ
り指定を取り消され、その取消しの日から起
算して二年を経過しない者であること。

(事業計画の認可等)

第四十三条の十九 指定講習機関は、毎事業年
度 事業計画及び収支予算を作成し、当該事業
年度の開始前に(第四十二条第一項第一号の規
定による指定を受けた日の属する事業年度にあ
つては、その指定を受けた後遅滞なく)、主務
大臣の認可を受けなければならない。これを変
更しようとするときも、同様とする。

2 指定講習機関は、毎事業年度の経過後三月以
内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算
書を作成し、主務大臣に提出しなければならな
い。

(講習業務規程)

第四十三条の二十 指定講習機関は、講習業務の
開始前に、講習業務の実施に関する規程(以下
この章において「講習業務規程」という。)を定
め、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 講習業務規程で定めるべき事項は、主務省令
これを変更しようとするときも、同様とする。
3 主務大臣は、第一項の認可をした講習業務規
程が講習業務の適正かつ確実な実施上不適当と
なったと認めるときは、指定講習機関に対し、
これを変更すべきことを命ぜることができる。

2 指定講習機関は、第一項の認可をした講習業務規
程が講習業務の適正かつ確実な実施上不適当と
なったと認めるときは、指定講習機関に対し、
これを変更すべきことを命ぜることができる。

(役員及び職員の地位)

3 第四十三条の二十一 講習業務に従事する指定講
習機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の
適用については、法令により公務に従事する職
員とみなす。

2 第四十三条の二十一第一項の認可を受けた講
習業務規程によらないで講習業務を行つたと
き。

(指定等の条件)

3 第四十三条の二十一第二項又は第四十三条の
二十三の規定による命令に違反したとき。

4 第四十三条の二十第三項又は第四十三条の
二十三の規定による命令に違反したとき。

5 第四十三条の二十一第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

2 第四十三条の二十一第一項、第四十三条の二十一第
二項又は第四十三条の二十四の規定による指
定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれ
を変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係
る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度
のを記載し、及びこれを保存しなければならな
い。

(監督命令)

第四十三条の二十三 主務大臣は、この法律を施
行するため必要があると認めるときは、指定講
習機関に対し、講習業務に關し監督上必要な命
令をすることができる。

(講習業務の休廃止)

第四十三条の二十四 指定講習機関は、主務大臣
の許可を受けなければ、講習業務の全部又は一
部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第四十三条の二十五 主務大臣は、指定講習機関
が第四十三条の十八第三項各号(第三号を除
く。)のいずれかに該当するに至つたときは、そ
の指定を取り消さなければならない。

(主務大臣等)

2 主務大臣は、指定講習機関が次の各号のい
ずれかに該当するに至つたときは、その指定を取
り消し、又は期間を定めて講習業務の全部若し
くは一部の停止を命ぜることができる。

(主務大臣等)

2 主務大臣は、第一項の認可をした講習業務規
程が講習業務の適正かつ確実な実施上不適当と
なったと認めるときは、指定講習機関に対し、
これを変更すべきことを命ぜることができる。

(主務大臣等)

2 第四十三条の十八第二項各号の要件を満た
さなくなつたと認められるとき。

(主務大臣等)

2 第四十三条の十九又は前条の規定に違反し
たとき。

(主務大臣等)

3 第四十三条の二十第一項の認可を受けた講
習業務規程によらないで講習業務を行つたと
き。

(主務大臣等)

3 第四十三条の二十一第一項及び第三項、第四十
三条の六第三項、第四十三条の十一並びに第四
十三条の十四に規定する主務大臣は、国土交通
大臣とする。

(主務大臣等)

2 この章における主務省令は、国土交通省令・
環境省令とする。ただし、第四十三条の五第一
項、第四十三条の六第二項及び第三項、第四十
三条の九並びに第四十三条の十七に規定する主
務省令は、国土交通省令とする。

(主務大臣等)

2 第四十五条第一項中「一」を「いずれかに」に改
め、同項第一号中「環境省令で定めるところによ
り」を削り、「が認定した講習会」を「の指定する者
(以下この章において「指定講習機関」という。)が
環境省令で定めるところにより行う浄化槽の保守
点検に關して必要な知識及び技能に關する講習

(以下この章において「講習」という。)に改める。

第四十六条第四項中「指定する者に」を「指定する者(以下この章において「指定試験機関」といふ。)に改め、「事務」の下に「(以下この章において「試験事務」という。)を加え、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条に次の二項を加える。

6 環境大臣は、浄化槽管理士試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対するは、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

7 環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて浄化槽管理士試験を受けることができないものとすることができる。

第四十六条の次に次の二条を加える。

(准用)

第四十六条の二 第四十三条の二の規定は第四十六条第四項の規定による指定について、第四十

三条の三から第43条の十七までの規定は指

定試験機関について、第四十三条の十八の規定は第四十五条第一項第二号の規定による指定に

ついて、第四十三条の十九から第43条の二

十七までの規定は指定講習機関について準用す

る。この場合において、第四十三条の六の見出

し中「浄化槽設備士試験委員」とあるのは「淨

化槽管理士試験委員」と、同条第一項中「浄化槽設

備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と、

「浄化槽設備士試験委員」とあるのは「淨化槽管

理士試験委員」と、第四十三条の七第一項及び

第四十三条の十四中「浄化槽設備士試験」とあるのは「淨化槽管理士試験」と、第四十三条の十五及び第四十三条の十六第四号中「国土交通大臣」とあるのは「環境大臣」と、第四十三条の十七中「浄化槽設備士試験」とあるのは「淨化槽管理士試験」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(主務大臣等)
第四十六条の二 前条において準用する第四十三

条の二から第四十三条の二十七までに規定する

主務大臣は、環境大臣とする。

2 前条において準用する第四十三条の二から第

四十三条の二十一までに規定する主務省令は、

環境省令とする。

3 第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業

とする者は、浄化槽管理士の資格を有する者を

浄化槽の保守点検の業務に従事させなければな

らない。

4 第五十条第一項中「次の各号に」を「次に」に、

環境大臣の指定する者を「指定試験機関」に改

め、同条第二項中「指定された者」を「指定試験機

関」に改める。

第五十三条第一項中「次の各号に」を「次に」に改

め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六 第四十二条第一項第一号又は第四十五条第一

項第一号を「(第四十二条第一項第一号又は第四

十五条第一項第二号)を除く。」を加え、同条第十一号

中「第五十三条第一項」の下に「(同条第一項第八号

又は第七号に掲げる者に係る部分を除く。以下こ

の号において同じ。)」を加え、「同項」を「同条第二

項」に改め、同条を第六十四条とし、同条の次に

次の一項を加える。

第五十三条第一項第八号及び第九号を削り、同

条第二項中「第九号まで」を「第七号まで」に改め

る。

七 第四十三条第四項又は第四十六条第四項に

規定する指定試験機関

第五十三条第一項第八号及び第九号を削り、同

条第二項中「第九号まで」を「第七号まで」に改め

る。

第五十四条中第五号を第七号とし、第四号の次

に次の二号を加える。

五 第四十三条の十一(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定による指定試験機関の指定の取消

第六十四条の二十五(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定による指定試験機関の指定の取消

六 第四十三条の二十一(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定による指定試験機関の指定の取消

七 第四十三条の二十一(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の許可を受けないで試験

講習機関の指定の取消し

第五十九条中「一に」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百五十万円」に改める。

第六十四条中「一に」を「いずれかに」に、「五万円」を「十五万円」に改め、同条を第六十七条とす

る。

第六十三条中「第五十九条から前条まで」を「第五十九条、第六十二条、第六十三条及び第六十四条(第八号を除く。)」に改め、同条を第六十六条とす

る。

第六十二条中「三十万円」を「十万円」に改め、同条第七号中「虚偽の」を「若しくは虚偽の」に改め、同条第八号中「第四十二条第一号又は第四十五条第一号」を「若しくは虚偽の」に改め、同条第七号を第六十六条とす

る。

第六十二条中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

第六十二条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

第六十二条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

事務又は講習業務の全部を廃止したとき。

三 第五十三条第一項(第六号又は第七号に係る部分に限る。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十三条第二項(同条第一項第六号又は第七号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五 第六十二条中「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

六 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

七 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

八 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

九 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

十 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

十一 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

十二 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

十三 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

十四 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

十五 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

十六 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

十七 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

十八 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

十九 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

二十 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

二十一 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

二十二 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

二十三 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

二十四 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

二十五 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

二十六 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

二十七 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

二十八 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

二十九 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

三十 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

三十一 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

三十二 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

三十三 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

三十四 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

三十五 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

三十六 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

三十七 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

三十八 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

三十九 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

四十 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

四十一 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

四十二 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

四十三 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

四十四 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

四十五 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

四十六 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

四十七 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

四十八 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

四十九 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

五十 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

五十一 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

五十二 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

五十三 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

五十四 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

五十五 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

五十六 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

五十七 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

五十八 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

五十九 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

六十 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

六十一 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

六十二 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

六十三 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

六十四 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

六十五 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

六十六 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

六十七 第六十二条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第七号を第六十二条とす

る。

六十八 第六十二条中「

(指定試験機関等に関する経過措置)

第一條 この法律の施行の際に次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ當該各号に定める者とみなす。

一 この法律による改正前の浄化槽法(以下「旧法」という。)第四十二条第一項第二号に規定する国土交通大臣及び環境大臣が認定した講習会を行う者 この法律による改正後の浄化槽法(以下「新法」という。)第四十二条第一項第二号の規定による指定を受けた者

二 旧法第四十三条第四項の規定による指定を受けている者 新法第四十三条第四項の規定による指定を受けた者

三 旧法第四十五条第一項第一号に規定する環境大臣が認定した講習会を行う者 新法第四十五条第一項第一号の規定による指定を受けている者 新法第四十六条第四項の規定による指定を受けた者

四 旧法第四十六条第四項の規定による指定を受けている者 新法第四十六条第四項の規定による指定を受けた者

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置)を含む。は、政令で定める。

審査報告書

商工会法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年六月十九日

参議院議長 井上 裕殿 経済産業委員長 加藤 紀文

参議院議長 井上 裕殿 衆議院議長 締貫 民輔

る書類を添付して、経済産業大臣に合併の認可

第五十二条の四 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の商工業者をめぐる経済環境の変化にかんがみ、商工会の事業の実施体制を整備することによりその事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、商工会の合併に関する規定の整備を行う等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 本改正による合併手続の活用が商工会の事業に対し十分周知するとともに、合併について各商工会が自主的かつ適切な判断を行い得るよう、情報提供等に協力すること。

二 改正中小企業基本法等に基づく新しい中小企業政策及びIT革命、グローバリゼーションの進展等を契機に多様化、高度化している中小事業者のニーズに商工会が的確かつ迅速に対応できるよう、今後も必要な環境整備に努めるこ

と。

右決議する。

商工会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十三年五月二十九日

参議院議長 井上 裕殿 衆議院議長 締貫 民輔

商工会法の一部を改正する法律案

商工会法の一部を改正する法律案

商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「その商工会の地区を」を「その商工会をその地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。)にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。」の地区を「区域とする。」を「区域(隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。」に改める。

二 新商工会が市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、次のイ及びロに適合すること。

一 その合併がその市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。

ロ その合併により新商工会の事業が合併前の商工会の事業に比して著しく効率的なものとなること。

三 合併 第四十八条第五項中「解散」の下に「若しくは合併」を加える。

第五十一条第三項中「地区」とし又は「地区の」を「その地区的全部又は」に改める。

第五十一条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 合併した場合 第五十二条の次に次の六条を加える。

第五十二条の二 商工会が合併しようとするときは、各商工会の総会の議決を経なければならぬ。

2 合併をするには、申請書に合併後存続する商工会又は合併によつて成立する商工会(以下この条において「新商工会」という。)の定款、事業計画書、収支予算書その他経済産業省令で定め

3 を申請しなければならない。

経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、新商工会が次の各号に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

第一二二条第二項各号に掲げる要件に適合する。

二 新商工会が市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、次のイ及びロに適合すること。

一 その合併がその市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。

ロ その合併により新商工会の事業が合併前の商工会の事業に比して著しく効率的なものとなること。

三 合併 第四十八条第五項中「解散」の下に「若しくは合併」を加える。

第五十一条第三項中「地区」とし又は「地区の」を「その地区的全部又は」に改める。

第五十一条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 合併した場合 第五十二条の次に次の六条を加える。

第五十二条の二 商工会が合併しようとするときは、その議決の日から一週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

6 第二十四条の規定は、第二項の認可について準用する。

第五十二条の三 商工会は、合併を議決したときは、その議決の日から一週間以内に、債権者に対し、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、かつ、知れている債権者は、各別にこれを催告しなければならない。

2 商工会は、前項の期間内に、債権者に対し、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者は、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第五十二条の四 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十三年六月七日

参議院議長 井上 裕殿 衆議院議長 綿貫 民輔

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の二第一項中「第七項第三号」を第九項第三号に改め、同条第八項中「百分の四」との下に「、第七項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百一十七条の二第一項」とあるのは「第三百一十七条の二第一項」と、「第四十五項第三項」とあるのは「第三百一十七条の三第一項」とを加え、同項を同条第十項とし、同条第七項第一号中「第三十七条の十第七項第四号」を「第三十七条の十第十項第四号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 道府県民税の所得割の納稅義務者が、平成十三年十月一日から平成十五年三月三十日までの期間(以下本項において「特定期間」という。)内に、租税特別措置法第三十七条の十第六項に規定する上場株式等(以下本項において「上場株式等」という。)の譲渡(証券取引法第二条第十七条に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除くものとし、租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下本項において同じ。)をした場合において、当該上場株式等が同条第六項に規定する長期所有上場株式等(以下本項において「長期所有上場株式等」という。)であるときは、第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、当該譲渡をした年の末日の属する年度

の翌年度の道府県民税に係る株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、当該譲渡をした年の中の長期所有上場株式等の譲渡(特定期間内のものに限る。)に係る譲渡所得の金額から百万円(当該譲渡所得の金額が百万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額)を控除するものとする。

7 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第四十五条の二第一項又は第三项の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)限り、適用する。

附則第三十五条の三第一項中「第七項」を「第九項」に改め、同条第五項中「第六項」を「第八項」に改め、同条第十二項中「第七項まで」を「第九項まで」に、「前条第八項」を「前条第十項」に、「第六項まで」を「第八項まで」に改める。

附則 第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議 第一条 のうち地方税法附則第二十五条の二の改正規定中「同条第七項第一号中」を「同条第九項第一号中」に、「同条第八項中」を「同条第十項中」に改める。

附則第一条第一号中「附則第三十五条の二第一

七項第一号及び第八項」を「附則第三十五条の二第一号及び第十項」に改める。

審査報告書

特殊法人等改革基本法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年六月十九日

参議院議長 井上 裕殿 内閣委員長 江本 孟紀

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、今次の中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、特殊法人等の改革に關し、基本理念を定め、國の責務を明らかにし、及び特殊法人等整理合理化計画の策定について定めるとともに、特殊法人等改革推進本部を設置することにより、集中改革期間における特殊法人等の集中的かつ抜本的な改革を推進するものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議 第一条 の法律は、平成十三年十月一日から施行する。

政府は、本法の施行に當たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。
一、特殊法人等改革の推進に當たっては、平成十三年十一月一日に閣議決定された行政改革大綱を踏まえ、これとの整合性を図るよう十分配慮すること。

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年六月八日 衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

特殊法人等改革基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

<p

別表 特殊法人等の表(第二条関係)

一 特殊法人

名 称	根 拠 法
奄美群島振興開発基金	(号) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)
宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)
運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
科学技術振興事業団	科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
簡易保険福祉事業団	簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)
環境事業団	環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)
九州旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)
労働者退職金共済機構	中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第一百六十号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)
公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一号)
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和二十四年法律第三十九号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)
国際交流基金	国際交流基金法(昭和四十七年法律第四十八号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国民生活センター	国民生活センター法(昭和四十五年法律第九十四号)
雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)
四国旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律
社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)

住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)
首都高速道路公團	首都高速道路公團(昭和三十四年法律第百三十三号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
新エネルギー・産業技術総合開發機構	新エネルギー・産業技術総合開発機構(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号))
心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)
新東京国際空港公團	新東京国際空港公團法(昭和四十年法律第百十五号)
石油公團	石油公團法(昭和四十二年法律第九十九号)
地域振興整備公團	地域振興整備公團法(昭和三十七年法律第九十五号)
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第一百五十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)
中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)
帝都高速度交通公團	帝都高速度交通公團法(昭和十六年法律第五十二号)
電源開発株式会社	電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)
東海旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和五十九年法律第二百八十三号)
都市基盤整備公團	都市基盤整備公團法(平成十一年法律第七十六号)
西日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第二百五十五号)
西日本旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律
日本育英会	日本育英会法(昭和四十二年法律第八十四号)
日本学術振興会	日本学術振興会法(昭和四十九年法律第六百一十三号)
日本貨物鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第二百三十三号)
日本芸術文化振興会	日本芸術文化振興会法(昭和四十年法律第八十八号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)

官 報 (号外)

日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十一号)
日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法(昭和六十一年法律第九十二号)
日本たばこ産業株式会社	日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)
日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
日本貿易振興会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)
日本放送協会	放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)
日本労働研究機構	日本労働研究機構法(昭和三十三年法律第三百三十二号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)
農業者年金基金	農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)
農畜産業振興事業団	農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)
東日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律
東日本旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律
放送大学学園	放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)
北海道旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律
北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)
水資源開発公団	水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)
緑資源公団	緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)
理化学研究所	理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)
労働福祉事業団	労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第一百一十六号)

二 認可法人	名 称	根 拠 法
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)
海上災害防止センター	海上汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)	海上汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)
海洋科学技術センター	海洋水産資源開発センター法(昭和四十六年法律第六十号)	海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)
基盤技術研究促進センター	基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)	基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)
漁業共済組合連合会	漁業灾害補償法(昭和三十九年法律第三百五十八号)	漁業灾害補償法(昭和三十九年法律第三百五十八号)
漁船保険中央会	漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)	漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)
空港周辺整備機構	公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十一年法律第三百十号)	公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十一年法律第三百十号)
警察共済組合	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第三百五十二号)	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第三百五十二号)
厚生年金基金運合会	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第三百五十五号)	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第三百五十五号)
公立学校共済組合	地方公務員等共済組合法	地方公務員等共済組合法
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第三百二十八号)	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第三百二十八号)
指定都市職員共済組合	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)
市議会議員共済組合	地方公務員等共済組合法	地方公務員等共済組合法
産業基盤整備基金	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)
自動車事故対策センター	自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)	自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)
情報処理振興事業協会	情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)	情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)
構生物系特定産業技術研究推進機	生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)	生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三十五号)	石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三十五号)
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法	地方公務員等共済組合法
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)
全国商工会連合会	商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)	商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)

全国中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八百八十一号)
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)
全国農業協同組合中央会	農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
地方公務員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金
地方職員共済組合	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百二十一号)
町村議會議員共済会	地方公務員等共済組合法
通信情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)
通信 放送機構	通信 放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)
都職員共済組合	地方公務員等共済組合法
都道府県議會議員共済会	地方公務員等共済組合法
日本行政書士会連合会	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
日本公認会計士協会	公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)
日本司法書士会連合会	司法書士法(昭和二十五年法律第二百九十七号)
日本障害者雇用促進協会	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)
日本商工會議所	商工會議所法(昭和二十八年法律第二百四十三号)
日本税理士会連合会	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)
日本赤十字社	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)
日本たばこ産業共済組合	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十一号)第一項の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)
日本鉄道共済組合	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十一号)第一項の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)
日本万国博覧会記念協会	日本万国博覧会記念協会法(昭和四十六年法律第九十四号)

日本弁理士会	弁理士法(平成十二年法律第四十九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農林漁業信用基金	農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)
平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)
野菜供給安定基金	野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第二百三号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

審査報告書

短期社債等の振替に関する法律案

右は多数数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十三年六月十九日

財政金融委員長 伊藤 基隆
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、短期社債等の流通の円滑化を図るため、短期社債等の振替を行う振替機関及び短期社債等の発行、譲渡等に関し必要な事項を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認めれる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。短期社債等の振替に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十三年六月七日政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
一 我が国証券市場の安全性及び効率性の向上を参議院議長 井上 裕殿
衆議院議長 綿貫 民輔

報で公示しなければならない。

(指定の申請)

第四条 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額及び純資産額

三 本店その他の営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役の氏名

五 振替業以外の業務を営むときは、その業務の内容

六 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

二 定款

三 会社登記簿の謄本

四 業務規程

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類

(資本の額等)

第五条 振替機関の資本の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回つてはならない。

3 振替機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。

(資本の額の変更)

第六条 振替機関は、その資本の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 振替機関は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務)

第七条 振替機関の取締役、監査役若しくは職員は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。

又はこれらの職にあつた者は、振替業に関する知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

い。

第一節 業務

第八条 振替機関は、この法律の定めるところにより、短期社債等の振替に関する業務を行うものとする。

2 振替機関は、振替業のほか、保管振替法第三条第一項に規定する保管振替業及び保管振替業等のとする。

3 前項の規定は、振替機関が保管振替業等を営む場合において、保管振替法及びこれに基づく命令の適用を排除するものと解してはならない。

4 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

5 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

6 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

7 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

8 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

9 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

10 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

11 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

12 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

13 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

14 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

15 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

16 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

17 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

18 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

19 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

20 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

21 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

22 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

23 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

24 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

25 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

26 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

27 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

28 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

29 第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「保管振替業等」という)を営むことができる。

掲げる事項を定めなければならない。

取り扱う短期社債等に関する事項

二 加入者の口座に関する事項

三 振替口座簿の記録に関する事項

四 第五十六条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。第十九条において同じ。)に規定する場合の義務の履行に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

六 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

七 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

八 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

九 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

十 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

十一 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

十二 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

十三 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

十四 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

十五 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

十六 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

十七 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

十八 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

十九 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

二十 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

二十一 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

二十二 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

二十三 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

二十四 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

二十五 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

二十六 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

二十七 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

二十八 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

二十九 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

三十 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

三十一 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

三十二 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

作成し、保存しなければならない。

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第十六条 振替機関は、決算期ごとに、業務及び財産に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、主務省令で定める。

(定款又は業務規程の変更)

第十七条 振替機関の定款又は業務規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(商号等の変更の届出)

第十八条 振替機関は、第四条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があったときは、その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により振替機関の商号又は本店の所在地の変更の届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(事故の報告)

第十九条 振替機関は、第五十六条第一項に規定する場合その他の主務省令で定める事故が生じたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第二十条 主務大臣は、振替業の適正かつ確実な運営のため必要があると認めるときは、振替機関に対し、その業務若しくは財産に関する報告

若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、振替機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪

平成十三年六月二十一日 参議院会議録第三十二号

短期社債等の振替に関する法律案

- 4 合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

5 一 承継会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

6 一 承継会社(振替機関が承継会社である場合を除く)は、吸收分割の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

二 承継会社は、吸收分割をした振替機関の承継の対象となる業務に関して、行政官厅の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

(吸收分割の場合の加入者の承認)

第三十条 振替機関は、吸收分割を行うときは、商法第三百七十四条ノ十七第一項の株主総会の承認の決議のほか、加入者の承認を受けなければならない。

(営業譲渡の認可)

第三十一条 振替機関が他の株式会社に行う振替業の全部又は一部の譲渡(以下この条及び次条において「営業譲渡」という。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、營業譲渡により振替業の全部又は一部を譲り受けた株式会社(以下この条において「譲受会社」という。)について次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

- 二 譲受会社が承継する振替業

3 営業譲渡認可申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 譲受会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

三 譲受会社(振替機関が譲受会社である場合を除く。)は、営業譲渡の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

4 譲受会社は、営業譲渡をした振替機関の譲渡の対象となる業務に關し、行政官庁の認可その他处分に基づいて有する権利義務及び第十三條第一項の発行者の同意に係る権利義務を承継する。

5 営業譲渡をした振替機関が開設した加入者の口座は、譲受会社が開設した加入者の口座とみなす。

(営業譲渡の場合の加入者の承認)

6 第三十二条 振替機関は、営業譲渡を行うときには、商法第二百四十五条第一項の株主総会の承認の決議のほか、加入者の承認を受けなければならない。

(招集権者)

第五節 加入者集会

(決議事項)

第三十三条 加入者が第二十六条、第二十八条、第三十条又は前条の承認を行ふには、加入者による集会(以下「加入者集会」という。)の決議によらなければならぬ。

(招集権者)

第三十四条 加入者集会は、振替機関が招集する。

2 加入者集会を招集するには、その会日の二週間

- 間前に、加入者に対して、招集の通知を発しなければならない。

前項の通知には、会議の目的たる事項及び議案の要領を記載しなければならない。

第三十五条 各加入者の議決権は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、平等であるものとする。
(加入者の議決権)

(書面による議決権の行使)

第三十六条 加入者集会に出席しない加入者は、書面によって議決権を行使することができる。

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三第二項から第六項までの規定は、前項の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、同条第一項中「前項の会社」とあり、及び同条第三項中「第一項中の会社」とあるのは「振替機関」と、同条第五項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

(決議の方法)

第三十七条 加入者集会の決議は、出席した加入者の議決権の過半数をもって行つ。
(みなし賛成)

第三十八条 振替機関は、業務規程をもって、加入者が加入者集会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該加入者はその加入者集会に提出された議案について賛成するものとみなす旨を定めることができる。

前項の定めをした振替機関は、第三十四条第二項の規定による通知にその定めを記載しなければならない。

第一項の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた加入者の有する議決権の数は、出席した加入者の議決権の数に算入する。
(加入者集会に関する商法及び非訟事件手続法の準用)

第三十九条 商法第一百三十三条、第一百三十七条第一項、第一百三十七条ノ四、第一百三十九条

- 十九条第一項及び第三項、第二百四十三条、三百一十三条、第三百一十五条から第三百三十九条第二項から第四項まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百三十五条ノ十五、第三百三十五条ノ十九第二項及び第二百三十五条ノ二十三の規定は、加入者集会について準用する。この場合において、商法第二百三十三条中「定款」とあるのは「業務規程」と、同法第二百三十七条ノ三第一項中「取締役及監査役」とあるのは「振替機関」と、同法第二百三十七条ノ四第一項中「定款」とあるのは「業務規程」と、同法第二百三十九条第二項中「会社」とあるのは「振替機関」、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「短期社債等の振替に関する法律第三十四条第一項」と、同法第三百二十三条中「社債権者集会又ハ其ノ招集者」とあるのは「加入者集会」と、「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三百二十一條第一項中「社債募集ノ日論見書ノ記載」とあるのは「業務規程」と、同法第三百一十八条及び第三百三十七条第一項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三百三十九条第二項中「社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理制度会社及社債権者」とあるのは「加入者」と、非訟事件手続法第二百三十五条ノ十五中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と読み替えるものとする。

設立される株式会社が振替業を営まない場合に限る。) 第四十二条 振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

(指定の失効)

一 振替業を廃止したとき。

二 解散したとき(設立、合併又は新設分割を無効とする判断が確定したときを含む。)。

三 前項の規定により指定が効力を失ったときは、その振替機関であった者又は一般承継人(合併により消滅した振替機関の権利義務を承継した者であって、振替業を営まないものに限り、次条において同じ。)は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

四 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定取消し等の場合のみなし振替機関)

第四十二条 振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は前条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合には、その振替機関であつた者又は一般承継人は、当該振替機関を行つた振替業を速やかに結了しなければならない。この場合において、当該振替業の結了の目的の範囲内において、なおこれを振替機関とみなす。(清算手続における主務大臣の意見等)

第四十三条 裁判所は、振替機関の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、主務大臣に対し、意見を求める、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

3 第二十条の規定は、第一項の規定により主務大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第三章 短期社債の振替

第一節 通則

(権利の帰属)

第四十四条 短期社債についての権利の帰属は、次条第二項の場合を除き、この章の規定による振替口座簿の記録により定まるものとする。

(社債券の不発行)

第四十五条 短期社債については、社債券(商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。次項及び第七十七条第二号において同じ。)を発行することができない。

2 短期社債の社債権者は、当該短期社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は第

三 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定取消し等の場合のみなし振替機関)

第四十二条 振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は前条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合には、当該振替機関の振替業を承継する者が存しない場合には、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、社債券の発行を請求することができる。

2 短期社債についての権利の帰属は、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る短期社債の銘柄について、当該通知に係る加入者の口座の前条第三号に掲げる事項を記録する欄に、当該加入者に係る前項第三号の金額を記録しなければならない。

(振替口座簿の記録事項)

第四十六条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分し、各口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所二 発行者の商号及び短期社債の種類(以下「銘柄」という。)

三 銘柄ごとの金額(次号に掲げるものを除く。)

四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である短期社債の銘柄ごとの金額

五 短期社債の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨及び前二号の金額のうちその

2 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記録する。

一 銘柄

二 銘柄ごとの金額

三 その他政令で定める事項

一 銘柄

二 銘柄ごとの金額

三 増額の記録がされるべき口座(次号において「振替先口座」という。)

4 振替先口座において増額の記録がされるのが第四十六条第一項第三号に掲げる事項を記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記録する欄かの別

第五十条 特定の銘柄の短期社債について、商法第三百六条第一項に規定する払込みがあつた場合には、当該短期社債の発行者は、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該払込みに係る短期社債の銘柄

二 前号の払込みを行つた加入者の氏名又は名称

三 加入者ごとの第一号の払込みに係る短期社債の金額

四 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る短期社債の銘柄について、当該通知に係る加入者の口座の前条第三号に掲げる事項を記録する欄に、当該加入者に係る前項第三号の金額を記録しなければならない。

(振替手続)

第四十九条 特定の銘柄の短期社債について、抹消の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関は、遅滞なく、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、振替口座簿における減額の記録をしなければならない。

(抹消手続)

第五十条 特定の銘柄の短期社債について、抹消の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関は、直ちに、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、振替口座簿における減額の記録をしなければならない。

(抹消手続)

第五十一条 特定の銘柄の短期社債について、減額の記録がされる加入者が行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者(第一号において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消において減額の記録がされるべき

二 当該申請人の口座において減額の記録がさられるのが第四十六条第一項第三号に掲げる事項を記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記録する欄かの別

三 第二項の規定にかかるらず、振替機関は、機関口座の短期社債について第五十六条第二項の規定により免除の意思表示を行つたときは、直ちに、当該短期社債について、振替口座簿の抹消を行わなければならない。

4 第二項の規定にかかるらず、振替機関は、機

関口座の短期社債について第五十六条第二項の規定により免除の意思表示を行つたときは、直ちに、当該短期社債について、振替口座簿の抹消を行わなければならない。

5 発行者は、社債権者又は質権者に対し、短期社債の償還をするのと引換えにその口座における当該短期社債の銘柄についての当該償還に係る短期社債の金額と同額の抹消を振替機関に対して申請することを請求することができる。

六 その他政令で定める事項

(記録の変更手続)

第五十条 振替機関は、第四十六条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、振替口座簿にその記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

(短期社債の譲渡)

第五十一条 短期社債の譲渡は、第四十八条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における第四十六条第一項第三号又は第二項第二号に掲げる事項を記録する欄に当該譲渡に係る金額の増額の記録を受けなければ、その効力を生じない。

(短期社債の質入れ)

第五十二条 短期社債の質入れは、第四十八条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における第四十六条第一項第四号に掲げる事項を記録する欄に当該質入れに係る金額の増額の記録を受けなければ、その効力を生じない。

(短期社債の信託の対抗要件)

第五十三条 短期社債については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第四十六条第一項第五号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(加入者の権利推定)
第五十四条 加入者は、その口座における記録がされた短期社債についての権利を適法に有するものと推定する。(善意取得)

第五十五条 第四十八条第一項の振替の申請によりその口座において特定の銘柄の短期社債についての増額の記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む)は、当該銘柄の短期社債についての当該増額の記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(振替機関の消却義務)

第五十六条 前条の規定による短期社債の取得によりすべての社債権者の有する同条に規定する銘柄の短期社債の総額が当該銘柄の短期社債の発行総額(償還済みの額を除く)を超えることとなる場合には、振替機関は、当該超過額に達するまで、当該銘柄の短期社債を取得しなければならない。

2 振替機関は、前項の規定により短期社債を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該短期社債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

3 前項に規定する短期社債についての権利は、同項の規定により免除の意思表示がされたときは消滅する。

(消却義務の不履行の場合における取扱い)

第五十七条 前条第一項に規定する場合において、振替機関が同項及び同条第二項の義務の全部を履行するまでの間は、発行者は、各社債権者に対する当該銘柄の短期社債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を当該超過額(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乘じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の短期社債の金額

(短期社債の発行等に関する商法の特例)

第五十九条 株式会社は、商法第二百九十六条の規定にかかるわらず、取締役会の決議をもって、短期社債の発行を、特定の取締役に委任することができる。この場合において、当該取締役会においては、次に掲げる事項も併せて決議しなければならない。

一 当該決議に基づいて短期社債を発行することができる期間
二 前条第一項に規定する場合において、振替機関は、各社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 すべての社債権者の有する当該銘柄の短期社債の総額

2 前項の場合において、各社債権者の有する当該銘柄の短期社債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする

義務

一 前号に掲げるもののほか、前条第一項又は

第二項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

(発行者が誤って償還等をした場合における取扱い)

第五十八条 発行者が前条第一項の規定により債務を負わないとされた金額についてした元本の償還又は利息の支払は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の短期社債に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

2 社債権者は、発行者に対し、前項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、前条第二項第一号の規定による社債権者の振替機関に対する権利を取得する。

第四節 短期社債の発行等に関する商法の特例

第五十九条 前章の規定(第四節の規定を除く。)は、短期社債以外の短期社債等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十条 短期社債に関する規定の準用

(最高裁判所規則への委任)

第六十一条 短期社債に関する強制執行、仮差押え及び仮処分の執行、競売並びに没収保全に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第四章 その他の短期社債等の振替

(短期社債に係る規定の準用)

第六十二条 前章の規定(第二十一条第一項の規定による第三条第一項の指定の取消しをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関して、財務大臣に協議しなければならない。

(財務大臣への協議)

第六十三条 主務大臣は、振替機関に対し第二十一条第一項の規定による第三条第一項の指定の取消しをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関して、財務大臣に協議しなければならない。

(財務大臣への通知)

第六十四条 主務大臣は、次に掲げる处分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第三条第一項の規定による指定(第二十五

条第五項、第二十七條第五項、第二十九條第

五項又は第三十一條第五項の規定により指定を受けたものとみなされる場合を含む。)

三百七十四条ノ四第二項、第三百七十四条ノ二十二項及び第四百十六条第二項において準用する場合を含む)の規定は、適用しない。

第五節 雜則

(振替口座簿に記録されている事項の証明)

第六十条 加入者は、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払って、振替口座簿の自己の口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。当該口座につき利害關係を有する者として政令で定めるものについても、同様とする。

第六十一条 短期社債に係る規定の準用

(振替機関に記録されている事項の証明)

第六十二条 前章の規定(第四節の規定を除く。)は、短期社債以外の短期社債等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十三条 前章の規定(第二十一条第一項の規定による第三条第一項の指定の取消しをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関して、財務大臣に協議しなければならない。

(財務大臣への通知)

第六十四条 主務大臣は、次に掲げる处分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第三条第一項の規定による指定(第二十五

条第五項、第二十七條第五項、第二十九條第

五項又は第三十一條第五項の規定により指定を受けたものとみなされる場合を含む。)

二 第二十二条第一項の規定による第二条第一項の指定の取消し

2 主務大臣は、第四十一条第一項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

(財務大臣への資料の提出)

第六十五条 財務大臣は、其所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関するための振替に係る制度の企画又は立案をするために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(主務省令への委任)

第六十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第六十七条 この法律において、主務大臣は内閣総理大臣及び法務大臣とし、主務省令は内閣府令・法務省令とする。

(権限の委任)

第六十八条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

第六章 罰則

第六十九条 加入者集会における発言若しくは議決権の行使に関し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も同項と同様とする。

3 第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第七十条 第四十七条第二項、第四十八条第一項、第四十九条第一項若しくは第四項若しくは第五十条(これらの規定を第六十二条において

第七十一条 第二十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項、第二十五条第二項、第二十七条第一項若しくは第三项若しくは第三十一项第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十五条の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

三 第十六条第一項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第二十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第四十三条第三項において準用する第二十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第三十六条第一項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三第二項の規定に違反して、加入者集会の招集の通知に書面を添付しなかつたとき。

五 第三十六条第一項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条の三第二項において準用する場合を除く。)の規定により社債券を発行する場合を含む。)の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき。

一 第六条第一項の規定による認可を受けないで資本の額を減少し、又は虚偽の申請をして同項の認可を受けた者

二 第十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第七十五条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第七十条又は第七十二条(第五号を除く。)三億円以下の罰金刑

二 第七十二条(第五号を除く。)一億円以下の罰金刑

三 第七十二条(第五号又は前条 各本条の罰金刑)の罰金刑

四 第七十六条 振替機関の取締役、監査役又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、百円以下の過料に処する。

一 第六条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十一条又は第二十三条の規定による命令に違反したとき。

三 第三十四条第二項又は第三項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

四 第三十六条第一項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条の三第二項の規定に違反して、加入者集会の招集の通知に書面を添付しなかつたとき。

五 第三十六条第一項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条の三第二項において準用する場合を除く。)の規定により社債券を発行する場合を含む。)の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき。

六 正当な理由がないのに第三十六条第二項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条の三第二項において準用する同法第三百三十九条において準用する商法第二百三十九条第四項の規定による書面又は議事録の閲覧又は複写を拒んだとき。

七 業務規程に定めた地以外の地において、又は第三十九条において準用する商法第二百三十九条第四項の規定に違反して、加入者集会を招集したとき。

八 正當な理由がないのに加入者集会において加入者の求めた事項について説明をしなかつたとき。

九 加入者集会に対し、虚偽の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十 第三十九条において準用する商法第三百一十八条の規定に違反して、加入者集会の決議の認可に関する公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十一 第三十九条において準用する商法第三百三十九条第二項の規定に違反して、議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

一二 正當な理由がないのに第六十条(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒み、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき。

一三 第三十三条第二項の規定に違反して他の振替機関に同意をしたとき。

二 第四十五条第一項(同条第二項の規定により社債券を発行する場合を除く。)(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき。

三 正当な理由がないのに第四十五条第二項

(第六十二条において準用する場合を含む。)

の規定による請求を拒んだとき。

四 第四十七条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

第七十八条 第四十二条第二項に規定する振替機関であつた者又は一般承継人の役員が同項の規定に違反して届出を怠つたときは、三十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第二条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第十九号中「該当」スルモノの下に「及短期社債等」を加え、同条第五項の次に次の二項を加える。

第一項第十九号ノ「短期社債等トハ短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第

号)第二項ニ掲タル短期社債等ヲ謂フ

第二十八条ノ六第一項第一号ノ二中「特定社債」の下に「特定短期社債ヲ除キ」を加え、同条

第一項中「又ハ「特定社債」を、「特定社債」又ハ「特定短期社債」に、「又ハ「同条第七項」を「同条第七項」に改め、「掲タル特定社債」の下に「又ハ「同条第八項ニ掲タル特定短期社債」を加える。

(陸上交通事業調整法の一部改正)

第三条 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一条)の一部を次のように改正する。

第六条 中「社債」の下に「(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第号)第二条第一項ニ規定スル短期社債ヲ除ク)」を加える。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一百三十八条第一項第六号中「債券を含む」を「債券を含み、短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第号)第二条第二項に規定する短期社債等に係るもの」に改め

る。

第一百四十条第四項第三号中「登録されたもの」の下に「及び短期社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記録されたもの」を加える。

(農業協同組合法の一部改正)

第五条 農業協同組合法(昭和十二年法律第一百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第六項第六号の「中「特定社債」」の下に「特定短期社債を除き、」を、「有価証券」の下に「前号に規定する証書をもつて表示される金

銭債権に該当するもの及び短期社債等(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第

号)第二条第一項に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。)を除く。第七号において同じ。」を加え、同号の次に次の二号を加える。

六の三 短期社債等の取得又は譲渡

第十条第六項第十五号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同条第十一項中「同号」を「同号」に改め、「について」の下に

第一項本文の下に「若しくは第二項」を加え

第一項の下に「若しくは第二項」を加え、同条八第一項の有価証券の募集又は売出しにあつては、発行登録の効力が生じていること。」を加え、同条に次の二項を加える。

第二項、第三項及び第五項の規定は、第二十三条の八第二項の有価証券については、適

用しない。

第二十四条第一項第三号中「第一二十三条の八第三項」を「第二十三条の八第四項」に改める。

第一項本文の下に「若しくは第二項」を加え

第一二十七条の三中の二中「第一二十三条の八第三項」を「第二十三条の八第四項」に改める。

第二百九十七条第一項第一号中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

第二百五十三条第一号中「第一二十三条の八第三項」を「第二十三条の八第四項」に、「第一二十三条の八第三項」に改める。

八第二項」を「第二十三條の八第三項」に改め

る。

第二百八条第一号中「第一二十三条の八第三項」を「第二十三條の八第四項」に、「第一二十三条の八第三項」に改める。

(証券取引法の一部改正)

号の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第一項中「及び発行予定額」の

下に「又は発行若しくは売出しの限度額」を加える。

る。

第二十三条の八第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定にかかわらず、発行登録によりあらかじめその募集又は売出し登録される短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第号)第二条第二項に規定する短期社債等に係るもの」の下に「及び短期社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記録されたもの」を加える。

第三項に規定する振替機関をいう。)により、その発行残高が公衆の総資本に供されるものに限る。)については、当該発行登録がその効力を生じている場合には、「これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けることができる。

第一項の下に「若しくは第二項」を加え、同条六第一項中「提出されたこと」の下に「(第二十三条の八第一項の有価証券の募集又は売出しにあつては、発行登録の効力が生じていること。)」を加え、同条に次の二項を加える。

第二項、第三項及び第五項の規定は、第二十三条の八第二項の有価証券については、適用しない。

第二十四条第一項第三号中「第一二十三条の八第三項」を「第二十三条の八第四項」に改める。

第一項本文の下に「若しくは第二項」を加え

第一二十七条の三中の二中「第一二十三条の八第三項」を「第二十三条の八第四項」に改める。

第二百九十七条第一項第一号中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

第二百五十三条第一号中「第一二十三条の八第三項」を「第二十三條の八第四項」に、「第一二十三条の八第三項」に改める。

八第二項」を「第二十三條の八第三項」に改め

る。

(証券取引法の一部改正)

号の一部を次のように改正する。

第二百九十七条第一項第一号中「債券を含む」を「債券を含み、短期社債等(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第号)第二条第二項(定義)に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同項第十一号の二中「特定社債」の下に「特定短期社債を除き、」を加え、同号の次に次の二号を加える。

第十条 中小企業等協同組合法の一部改正

第九条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第六項第六号中「債券を含む」を「債券を含み、短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第号)第二条第二項に規定する短期社債等に係るもの」を除くに改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第一項第七号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第号)第二条第二項(定義)に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同項第十一号の二中「特定社債」の下に「特定短期社債を除き、」を加え、同号の次に次の二号を加える。

第十一条 短期社債等の取得又は譲渡

第九条の八第二項第十九号中「金銭債権に該

当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同条第五項中「同号」を「同号」に改め、「につ

3 特定期社債権者が第一項の規定により定められた期間内に反対の旨を書面をもって通知したときは、資産流動化計画の変更を承認したものとみなす。

4 特定期社債権者が反対の旨を書面をもつて通知したときは、特定目的会社は、当該債権者に係る特定短期社債に係る債務について、資産流動化計画の変更を行った後遅滞なく弁済を行わせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

第五百一十八条の六第二項を次のように改める。

3 前条第三項及び第四項の規定は、特定約束手形の所持人について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第五百一十八条の六第一項」と読み替えるものとする。

第五百一十八条の六第四項を削る。

五百一十八条の七第二項中「前条第三項」を「第五百一十八条の五の二第二項」に改める。

五百一十五条(見出しを含む)中「優先出資証券又は特定社債券」を「優先出資又は特定社債」に改める。

第五百一十五条の三第一項中「資産対応証券」の下に「特定短期社債及び」を加える。

五百一十五条の五を次のように改める。

五百一十八条の五第一項中、「既に発行セラレタル株券アルトキハ之ヲ」とあるのは「受益証券ヲ」とを削る。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律(以下この条及び次条において「旧資産流動化法」という。)第五条第一項第二号口、第三十八条第二項第六号並びに第五百一十八条の四第二項及び第四項の規定は、施行日前に發行された特定短期社債(前条の規定による改正

後の資産の流動化に関する法律(次項及び次条において「新資産流動化法」という。)第二条第八項を「第二条第九項」に改める。

2 旧資産流動化法第五条第一項第一号口中「特定社債券」とあるのは、「特定社債」とする。

3 旧資産流動化法第五条第一項第一号イからニまでに掲げる事項が記載された資産については、新資産流動化法第五条第一項第二号イからニまでに掲げる事項が記載された資産について、新資産流動化法第五条第一項第二号に規定によりなおその効力を有するも

又は前項の規定によりなおその効力を有するも

のとされる旧資産流動化法第五条第一項第二号、第三十八条第二項第六号並びに第五百一十八条の四第一項及び第四項の規定を適用する。

第三十一条 旧資産流動化法第八十五条第二項の適用を受けない特定目的会社が新資産流動化法第八十五条第二項の特定目的会社に該当する場合においては、当該特定目的会社については、施行日以後最初に到来する決算期に関する社員総会の終結の時までは、同項の規定は、適用しない。

(地方税法の一部改正)

第三十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 第二十四条の三第一項ただし書、第七十二条の三第一項ただし書、第七十二条の三第一項ただし書、第七十二条の八十二第二項、第一百九十四条の三第一項ただし書及び附則第五条第一項中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

第三十四条 第一百三十二条第二項中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

第三十五条 第一百三十二条第二項中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

第三十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 第一百三十二条第二項中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

第三十八条 第一百三十二条第二項中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

第三十九条 第一百三十二条第二項中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

第四十条 第一百三十二条第二項中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

第三十六条(一部改正)

第三十七条(一部改正)

第三十八条(一部改正)

第三十九条(一部改正)

第四十条(一部改正)

(平成十年法律第百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同号二中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

第三十三条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十四条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十五条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十六条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十七条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十八条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十九条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第四十条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十二条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十三条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十四条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十五条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十六条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十七条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十八条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十九条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第四十条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十二条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十三条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十四条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十五条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十六条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十七条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十八条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十九条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第四十条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十二条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

第三十三条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十項」を「同条第十六項」に改める。

審査報告書

株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年六月十九日

財政金融委員長 伊藤 基隆

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、証券決済制度をより安全で効率性の高いものにしていく観点から、保管振替機関の組織形態について、資金調達方法の多様化、業務の効率化等を実現するため、現行の公益法人形態を株式会社形態に改めること等の措置を講ずるものであり、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案

「第二章 保管振替機関等(第三条第一節通則(第三条)第三条第一節監督業務(第四条)第三条第三節解散等(第十二条)第三条第十三条の五)」を

目次中「第二章 保管振替機関等(第三条第一節通則(第三条)第三条第一節監督業務(第四条)第三条第三節解散等(第十二条)第三条第十三条の五)」を

一 我が国証券市場の安全性及び効率性の向上を図り、国際競争力を強化する観点から、包括的な証券決済法制の整備等に向け、なお一層の検討を進めること。

一 主務大臣による振替機関及び保管振替機関の指定に当たっては、利用者の利便性等を最大限高める観点から、新規参入による競争可能性の確保に十分配意すること。

一 振替機関及び保管振替機関の業務運営等において、株式会社形態の利点が最大限生かされるよう、監督当局の関与は必要最小限にとどめることが。また、両機関に対する行政当局からの退職職員の再就職の要請を厳に慎むなど、公務員制度改革の趣旨を十分に踏まえること。

右決議する。

株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十三年六月七日

衆議院議長 締貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

(保管振替業を営む者の指定)
第一節 通則

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第四条各号に掲げる業務の全部(以下「保管振替業」という。)を営む者として、指定することができる。

一 第九条の二第一項の規定によりこの項の規定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこの項の指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役又は監査役(外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。)において、その同じ)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

一 この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、

に、「第四十六条」を「第五十条」に改める。

四) 第二条を次のように改める。

第二条 この法律において「株券等」とは、株券その他の有価証券で、その保管及び受渡しの合理化を図るべきものとして主務大臣が指定したものをいう。

第二条 この法律において「保管振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。

三 この法律において「参加者」とは、保管振替機関が第六条第一項の規定により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設した者をいう。

第二章を次のように改める。

第二章 保管振替機関

その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でない者でないこと。

三 取締役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国人の法令上これらと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける

ことがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第九条の二第一項の規定によりこの項の規定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこの項の指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役又は監査役(外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。)において、その同じ)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第九条の二第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命

官報(号外)

<p>せられた取締役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者</p> <p>前号に規定する法律、商法、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百一十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四百八条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>四 定款及び保管振替業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより保管振替業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。</p> <p>五 保管振替業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、保管振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。</p> <p>六 その人的構成に照らして、保管振替業を公正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。</p>	<p>2 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した保管振替機関の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならない。（指定の申請）</p> <p>第三条の二 前条第一項の指定を受けようとすると、者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 商号</p> <p>二 資本の額及び純資産額</p> <p>三 本店その他の営業所の名称及び所在地</p> <p>四 取締役及び監査役の氏名</p> <p>五 保管振替業以外の業務を営むときは、その業務の内容</p> <p>2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面</p> <p>二 定款</p> <p>三 会社登記簿の謄本</p> <p>四 業務規程</p> <p>五 貸借対照表及び損益計算書</p> <p>六 収支の見込みを記載した書類</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類</p> <p>（資本の額等）</p> <p>（資本の額等）</p> <p>第三条の三 保管振替機関の資本の額は、政令で定める金額以上でなければならない。</p> <p>2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回つてはならない。</p> <p>3 保管振替機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。</p>
<p>2 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した保管振替機関は、その資本の額を減少しようとするとときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならぬ。</p> <p>第三条の二 前条第一項の指定を受けようとすると、者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 商号</p> <p>二 資本の額及び純資産額</p> <p>三 本店その他の営業所の名称及び所在地</p> <p>四 取締役及び監査役の氏名</p> <p>五 保管振替業以外の業務を営むときは、その業務の内容</p> <p>2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面</p> <p>二 定款</p> <p>三 会社登記簿の謄本</p> <p>四 業務規程</p> <p>五 貸借対照表及び損益計算書</p> <p>六 収支の見込みを記載した書類</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類</p> <p>（資本の額等）</p> <p>（資本の額等）</p> <p>第三条の三 保管振替機関の資本の額は、政令で定める金額以上でなければならない。</p> <p>2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回つてはならない。</p> <p>3 保管振替機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。</p>	<p>2 保管振替機関は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>第三条の二 前条第一項の指定を受けようとすると、者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 商号</p> <p>二 資本の額及び純資産額</p> <p>三 本店その他の営業所の名称及び所在地</p> <p>四 取締役及び監査役の氏名</p> <p>五 保管振替業以外の業務を営むときは、その業務の内容</p> <p>2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面</p> <p>二 定款</p> <p>三 会社登記簿の謄本</p> <p>四 業務規程</p> <p>五 貸借対照表及び損益計算書</p> <p>六 収支の見込みを記載した書類</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類</p> <p>（資本の額等）</p> <p>（資本の額等）</p> <p>第三条の三 保管振替機関の資本の額は、政令で定める金額以上でなければならない。</p> <p>2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回つてはならない。</p> <p>3 保管振替機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。</p>
<p>2 保管振替機関は、その資本の額を減少しようとするとときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならぬ。</p> <p>第三条の二 前条第一項の指定を受けようとすると、者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 商号</p> <p>二 資本の額及び純資産額</p> <p>三 本店その他の営業所の名称及び所在地</p> <p>四 取締役及び監査役の氏名</p> <p>五 保管振替業以外の業務を営むときは、その業務の内容</p> <p>2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面</p> <p>二 定款</p> <p>三 会社登記簿の謄本</p> <p>四 業務規程</p> <p>五 貸借対照表及び損益計算書</p> <p>六 収支の見込みを記載した書類</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類</p> <p>（資本の額等）</p> <p>（資本の額等）</p> <p>第三条の三 保管振替機関の資本の額は、政令で定める金額以上でなければならない。</p> <p>2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回つてはならない。</p> <p>3 保管振替機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。</p>	<p>2 保管振替機関は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>第三条の二 前条第一項の指定を受けようとすると、者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 商号</p> <p>二 資本の額及び純資産額</p> <p>三 本店その他の営業所の名称及び所在地</p> <p>四 取締役及び監査役の氏名</p> <p>五 保管振替業以外の業務を営むときは、その業務の内容</p> <p>2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面</p> <p>二 定款</p> <p>三 会社登記簿の謄本</p> <p>四 業務規程</p> <p>五 貸借対照表及び損益計算書</p> <p>六 収支の見込みを記載した書類</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類</p> <p>（資本の額等）</p> <p>（資本の額等）</p> <p>第三条の三 保管振替機関の資本の額は、政令で定める金額以上でなければならない。</p> <p>2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回つてはならない。</p> <p>3 保管振替機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。</p>
<p>（資本の額の変更）</p> <p>第三条の四 保管振替機関は、その資本の額を減少しようとするとときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならぬ。</p> <p>第三条の二 前条第一項の指定を受けようとすると、者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 商号</p> <p>二 資本の額及び純資産額</p> <p>三 本店その他の営業所の名称及び所在地</p> <p>四 取締役及び監査役の氏名</p> <p>五 保管振替業以外の業務を営むときは、その業務の内容</p> <p>2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面</p> <p>二 定款</p> <p>三 会社登記簿の謄本</p> <p>四 業務規程</p> <p>五 貸借対照表及び損益計算書</p> <p>六 収支の見込みを記載した書類</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類</p> <p>（資本の額等）</p> <p>（資本の額等）</p> <p>第三条の三 保管振替機関の資本の額は、政令で定める金額以上でなければならない。</p> <p>2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回つてはならない。</p> <p>3 保管振替機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第四条 保管振替機関は、この法律の定めるところにより、次に掲げる業務を行ふものとする。</p> <p>一 株券等の保管に関する業務</p> <p>二 その他この法律により保管振替機関が行うこととされている業務</p> <p>（兼業の制限）</p> <p>第四条の二 保管振替機関は、保管振替業のほか、他の業務を営むことができない。ただし、保管振替業に関連する業務で、当該保管振替機関が保管振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについては、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りではない。</p> <p>2 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるとにより保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者（以下「預託債権者」という。）であつて参加者以外の者に対する前項の規定により読み替えて適用する商法第三百七十六条第四項、第十九条（第二十条第三項及び第二十一条第四項（第二十二条において準用する場合を含む。））における準用する第三十九条の規定及びこれらの規定を準用する第三十九条の規定により保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者（以下「預託債権者」という。）であつて参加者以外の者に対する前項の規定により読み替えて適用する商法第三百七十六条第二項において準用する同法第百条第一項の催告は、することを要しない。</p> <p>2 第十条の二第一項及び第三項の規定は、第三項の資本の減少が必要である場合における預託債権者の異議について準用する。</p> <p>2 保管振替機関は、前項の規定による保管振替業の一部の委託は、主務省令で定めるところにより、保管振替業の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。</p> <p>2 保管振替機関は、前項の規定による保管振替業の一部の委託に関する契約には、業務を委託する相手方が当該業務を他の者に委託しない旨の条件を付さなければならぬ。</p> <p>2 保管振替機関は、前項の規定による保管振替業の一部の委託に関する契約には、業務を委託する相手方が当該業務を他の者に委託しない旨の条件を付さなければならぬ。</p> <p>（業務規程）</p> <p>第五条 保管振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p>

一 取り扱う株券等に関する事項	六 信託会社
二 参加者の口座に関する事項	七 農林中央金庫
三 参加者の顧客の口座に関する事項	八 商工組合中央金庫
四 株券等の預託及び保管に関する事項	九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第一号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
五 預託を受けた株券等に不足が生じた場合の補てんに関する事項	十 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第十一条第一項第一号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項
六 株券等の振替に関する事項	十一 信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
七 株券等の交付に関する事項	十二 信用金庫及び信用金庫連合会
八 預託を受けた株券等に係る権利の行使に関する事項	十三 労働金庫及び労働金庫連合会
九 第三十一条(第三十九条第二項から第八項までにおいて準用する場合を含む。)の通知に関する事項	十四 保険業法(平成七年法律第百五号)第一項に規定する保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等
十 前各号に掲げるもののほか、保管振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項	十五 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第一項に規定する登録投資法人
第十六条(第九項に規定する証券会社)	十六 その他前各号に類する者として主務大臣の指定したもの
二 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第一号に規定する外国証券会社	十七 その他前各号に類する者として主務大臣の指定したもの
三 証券取引法第一条第二十五項に規定する証券金融会社	第十七条の四 保管振替機関は、第三条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨及び同条第二項第一号又は第二号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。
四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行	2 主務大臣は、前項の規定により保管振替機関の指定したものは、第三条第一項の指定若しくは第四条の二第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業
五 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百八十七条)第二条に規定する長期信用銀行	第六条の二 保管振替機関は、あらかじめ発行者(発行者の同意)

から当該保管振替機関において取り扱うことについて同意を得た株券等でなければ、取り扱うことことができない。

(差別的取扱いの禁止)

第六条の三 保管振替機関は、特定の参加者又は発行者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(報告及び検査)

第八条 主務大臣は、保管振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、保管振替機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、保管振替機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(事故の報告)

第七条の五 保管振替機関は、預託を受けた株券等の喪失その他の主務省令で定める事故が生じたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第九条 主務大臣は、保管振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、保管振替機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、保管振替機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(業務改善命令)

第十条 主務大臣は、保管振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十二条 主務大臣は、保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定若しくは第四条の二第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業

2 主務大臣は、前項の規定により保管振替機関の指定したものは、第三条第一項の指定若しくは第四条の二第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業

務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役若しくは監査役の解任を命ずることがであります。

一 第三条第一項第一号又は第三号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。

二 第三条第一項の指定当時に同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

五 第二項(同法第三百四十六条において準用する場合を含む)、第三百七十四条ノ十七第四項又は第四百八条第三項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 特定保管振替機関における商法第四百八条第

四項の規定による決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

3 第一項の規定により仮にした決議(以下この

項及び次項において「仮決議」という。)があつた場合においては、各株主に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から一月以内に再度の株主総会を招集しなければならない。

4 前項の株主総会において第一項に規定する多

数をもつて仮決議を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議をした事項に係る決議があつたものとみなす。

5 前二項の規定は、第二項の規定により仮にし

た決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第一項」とあるのは、「第二項」と読み替えるものとする。

6 (業務移転命令に伴う営業譲渡における預託債権者保護手続の特例)

第九条の五 特定保管振替機関が第十二条第一項に規定する営業譲渡を行う場合における預託を(業務移転命令に伴う株主総会の特別決議に関する特例)

7 第九条の四 前条の規定による命令を受けた保管

管振替機関(次項及び次条第一項において「特定保

五条第一項 第三百四十三条、第三百四十五条

第一項(同法第三百四十六条において準用する

場合を含む)、第三百七十四条ノ十七第四項又

は第四百八条第三項の規定による決議は、これ

らの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にす

ることができる。

2 特定保管振替機関における商法第四百八条第

四項の規定による決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

3 第一項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第二

項の規定による預託債権者の異議について準用

5 特定合併後の保管振替機関(保管振替機関が

特定合併後存続する株式会社である場合を除く。)は、特定合併の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

第六節 合併、分割及び営業の譲渡

(特定合併の認可)

第十一条 保管振替機関を全部又は一部の当事者と

する合併(合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が保管振替業を営む場合に限る。以下この節において「特定合併」とい

う。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関

は、特定合併後存続する株式会社又は特定合併により設立される株式会社(以下この節において「特定合併後の保管振替機関」という。)について第三条の二第一項各号に掲げる事項を記載した合併認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 合併認可申請書には、合併契約書その他主務

省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場

合においては、その申請が次に掲げる基準に適

ては、第十二条の二第一項の規定にかかわらず、個別の預託債権者の承諾を得ないですることができる。

一 特定合併後の保管振替機関が第三条第一項

各号に掲げる要件に該当すること。

二 保管振替業の承継が円滑かつ適切に行われること。

る見込みが確実であること。

三 特定合併後の保管振替機関(保管振替機関が

特定合併後存続する株式会社である場合を除く。)は、特定合併の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

4 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第二

項の規定による預託債権者の異議について準用

5 特定合併後の保管振替機関(保管振替機関が

特定合併後存続する株式会社である場合を除く。)は、特定合併の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 特定合併後の保管振替機関は、特定合併によ

り消滅した保管振替機関の業務に関し、行政官

府の認可その他の処分に基づいて有する権利義

務を承継する。

(特定合併の場合の預託債権者の異議)

第十一条 保管振替機関が特定合併の決議をし

た場合においては、預託債権者(参加者を除く。)に対する商法第四百十二条第一項の規定によ

る催告は、することを要しない。

2 預託債権者(参加者を除く。)が商法第四百十

二条第一項の異議を述べるときは、当該預託債

権者の顧客口座簿を管理する参加者を経由して

行わなければならない。

3 預託債権者が商法第四百十二条第一項の期間

内に異議を述べたときは、当該預託債権者は、

その口座に係る株券等のすべてについて、第二

十八条第一項(第三十九条第一項において準用

する場合を含む。)の株券等の交付の請求又は第

三十四条第一項の単元未満株式の同法第二百二

十一条第六項において準用する同法第二百二十

条ノ六第一項の規定による請求を行つたものと

みなす。

4 前項の預託債権者に係る商法第四百二十二条第一項の規定の適用については、同項中「第一百条第一項後段 第二項及第三項」とあるのは、「第百条第一項後段及第二項」とする。

(特定合併の効果)
第十条の三 特定合併の時においてその当事者となる保管振替機関の参加者(商法第四百十二条第一項において準用する同法第一百条第二項の規定により特定合併を承認したものとみなされるものに限る。)であつた者が現に受けている第十四条第一項ただし書又は第二項(これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による当該保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求は、特定合併後の保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求とみなす。ただし、特定合併の日の前日までに顧客から別段の申出があつたときは、この限りでない。

2 保管振替機関が特定合併を行つた場合には、当該保管振替機関に係る第二十九条第二項に規定する保管振替機関名義株式(第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する第二十九条第二項の規定により保管振替機関名義とされているものを含む。以下この項及び第十二条の三第三項において「保管振替機関名義株式等」という。)は、特定合併後の保管振替機関に係る保管振替機関名義株式等とみなす。

第十一條 保管振替機関が新たに設立する株式会社に保管振替業の全部又は一部を承継させるために行う新設分割(以下この節において単に「新設分割」といふ。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

ければ、その効力を生じない。

ては、適用しない。

した吸收分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合における預託債権者に係る商法第三百七十四条ノ四第二項の規定の適用について

一 第三条の二第一項各号に掲げる事項

は、新設分割により設立される株式会社(以下この節において「設立会社」という。)について次は、同項中「第一百条第一項後段第二項第三項及第三百七十六条第三項」とあるのは、「第一百条第一項後段及第二項」とする。

二 承継会社が承継する保管振替業

に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 新設分割認可申請書には、分割計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならぬ。

3 吸收分割認可申請書には、分割契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならぬ。

4 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、新設分割により設立される株式会社(以下この節において「設立会社」という。)について次は、同項中「第一百条第一項後段第二項第三項及第三百七十六条第三項」とあるのは、「第一百条第一項後段及第二項」とする。

一 第十条の二第二項及び第三項の規定は、新設分割の決議に係る預託債権者の異議について準用する。

2 保管振替機業の承継が田滑かつ適切に行われ合しているかどうかを審査しなければならない。

2 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

3 新設分割認可申請書には、分割計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

5 設立会社が第三条第一項第三号から第六号までに掲げる要件に該當すること。

5 設立会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該當すること。

6 設立会社は、新設分割の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 承継会社は、吸收分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

7 設立会社が第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

7 承継会社は、吸收分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

8 設立会社は、新設分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

8 承継会社は、吸收分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

9 設立会社が第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

9 承継会社は、吸收分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

10 設立会社が第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

10 承継会社は、吸收分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

11 設立会社が第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

11 承継会社は、吸收分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

12 設立会社が第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

12 承継会社は、吸收分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

13 設立会社が第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

13 承継会社は、吸收分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

14 設立会社が第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

14 承継会社は、吸收分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

15 設立会社が第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

15 承継会社は、吸收分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

16 設立会社が第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

16 承継会社は、吸收分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

17 設立会社が第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

17 承継会社は、吸收分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

18 設立会社が第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

18 承継会社は、吸收分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

19 設立会社が第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

19 承継会社は、吸收分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

20 設立会社が第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

20 承継会社は、吸收分割をした保管振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可を受けたものとみなす。

<p>ては、同項中「第一百条第一項後段第二項第三項、第三百七十四条ノ四第一項但書及第三百七十六条第三項」とあるのは、「第一百条第一項後段第二項」とする。</p> <p>3 第十条の二第二項及び第三項の規定は、吸收分割の決議に係る預託債権者の異議について準用する。</p> <p>(吸收分割の効果)</p> <p>第十一条の六 第十条の三第一項の規定は、吸收分割について準用する。この場合において、同項中「商法第四百十二条第二項」とあるのは、「承継会社に承継させる保管振替業に係る参加者であつて、商法第三百七十四条ノ二十第二項」と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは「請求(承継会社に承継させる保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。)」は、承継会社と読み替えるものとする。</p> <p>2 第十条の三第二項の規定は、保管振替業の全部について吸收分割を行つたときの承継会社について準用する。</p> <p>(営業譲渡の認可)</p> <p>第十二条 保管振替機関が他の株式会社に行う保管振替業の全部又は一部の譲渡(以下この節において「営業譲渡」という。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、営業譲渡により保管振替業の全部又は一部を譲り受ける株式会社(以下この節において「譲受会社」という。)について次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>1 第三条の二第一項各号に掲げる事項</p>	<p>1 一 謙受会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。</p> <p>2 二 保管振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。</p> <p>3 三 謙受会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。</p> <p>4 四 謙受会社は、當業譲渡の時に第三条第一項の譲渡を除く。は、當業譲渡の時に第三条第一項の譲渡の対象となる業務に関して、行政官庁の認可その他の处分に基づいて有する権利義務及び第六条の二の発行者の同意に係る権利義務を承継する。</p>	<p>5 五 謙受会社は、當業譲渡を行つた場合の謙受会社について準用する。</p> <p>(解散等の認可)</p> <p>第十三条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。</p> <p>1 一 保管振替機関の解散についての株主総会の決議</p> <p>2 二 保管振替機関を全部又は一部の当事者とする合併(合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が保管振替業を當まらない場合に限る。)</p> <p>3 三 保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条第一項の指定は、その効力を失う。</p> <p>4 四 保管振替業を廃止したとき。</p> <p>5 五 解散したとき(設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)。</p> <p>6 六 前項の規定により指定が効力を失つたときは、その保管振替機関であつた者又は一般承継人(合併により消滅した保管振替機関の権利義務を承継した者であつて、保管振替業を當まらないものに限る。次条において同じ。)は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>7 七 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。</p>
---	--	---

(指定取消し等の場合のみなし保管振替機関)

第十三条の二 保管振替機関が第九条の二第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は前条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合においては、その保管振替機関であつた者又は一般承継人は、当該保管振替機関が行つた保管振替業を速やかに結了しなければならない。この場合において、当該保管振替機関であつた者又は一般承継人は、その保管振替業の目的の範囲内において、なおこれを保管振替機関とみなす。

(清算手続等における主務大臣の意見等)

第十三条の四 裁判所は、保管振替機関の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、主務大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

3 第八条の規定は、第一項の規定により主務大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第十五条第一項中「参加者は」の下に「、保管振替機関」として加え、同条第二項第四号中「その他の」を「その他」に改める。

第十七条第二項第四号中「その他の」を「その他」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(保管振替機関の機関口座)

第十七条の二 保管振替機関は、自己のために株券の保管及び振替を行うための口座を開設し、機関口座簿を備えることができる。

2 前項の場合において、保管振替機関は、機関口座簿に、自己の商号のほか、保管及び振替を行おうとする株券につき、会社の商号並びに株式の種類及び数その他の主務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 次条及び第二十六条第四項の規定の適用については機関口座簿は参加者口座簿とみなし、第二十三条及び第二十五条の規定の適用については機関口座簿に記載された株式に係る株券は預託株券とみなす。

第二十六条に次の二項を加える。

4 前三項の規定による振替の請求があつたときは、保管振替機関又は第十五条第一項の参加者は、遅滞なく、参加者口座簿又は顧客口座簿に当該請求に係る振替の記載をしなければならぬ。

(機関口座簿に記載された株式の振替)

第二十六条の二 保管振替機関は、機関口座簿に記載された株式につき、他の口座へ振替を行うことができる。

第二十九条第一項中「際し」の下に「、預託株券である旨を明らかにして」を加え、同条第二項中「株主名簿に」の下に「、預託株券に係る株式である」を含む。), 第三十一条第一項(第三十九条第三項及び

る旨が記載され、かつ、「を加える。

第三十一条第三項後段を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 参加者は、保管振替機関から、当該参加者が顧客預託分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式につき、第一項又は第二項の規定による実質株主の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに、顧客(主務省令で定める場合において、当該顧客から他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者)を実質株主として当該事項を告げなければならない。

第三十二条第一項中「会社は」の下に「、保管振替機関」として加え、同条第四項中「(昭和十三年法律第七十四号)」を削る。

第三十九条第二項中「及び第三項並びに」を「から第四項まで及び」に改め、同条第六項中「(昭和二十六年法律第百九十八号)」を削り、同条第七項中「(平成二年法律第七十四号)」を削り、同条第四項中「及び

第三項並びに」を「から第四項まで及び」に改め、同条第六項中「(昭和二十六年法律第百九十八号)」を削り、同条第七項中「(平成五年法律第四十四号)」を削り、同条第八項中「並びに第三十一条第二項及び第三項」を「、第三十一条第二項から第四項まで及び第三十一項第三項」に改める。

第三十九条の二の二中「、第十二条第一項」を

第三十九条の三第一号中「指定」の下に「(第十一条第五項、第十二条第五項、第十三条の四第五項又は第十二条第五項の規定により指定を受けたものとみなされる場合を含む。)」を加え、同条第二号

中「第十二条第一項」を「第九条の二第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 主務大臣は、第十三条の二第一項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

第六章 刑則

第四十二条 第十六条第一項、第十七条第二項、第十七条の二第二項、第十八条若しくは第二十

六条第四項(これららの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して顧客口座簿、参加者口座簿若しくは機関口座簿に記載すべき事項を記載せず、又はこれらに虚偽の記載をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条の二第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

二 第三十一条第一項(第三十九条第三項及び

第五項から第七項までにおいて準用する場合

一項、第四項及び第八項において準用する場合を含む。)第三十一條第四項(第三十九條第二項から第八項までにおいて準用する場合を含む。)又は第三十一條第五項(第三十九條第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)の規定に違反して、実質株主、実質優先出資社員、実質権利者、実質投資主若しくは実質優先出資者についての通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者	五 第十三條の四第三項において準用する第八條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	三 第四十四条第五号又は前条 各本条の罰金刑
第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。	第四十五条 第三条の五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	四 第九条の五第二項の規定に違反したとき。
一 第三条の二第一項、第十一条第二項、第十一條第二項、第十一條の四第一項若しくは第十二条第二項、第十一條第二項、第十一條の四第一項若しくは第十二条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者	二 第七条の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	四 正当の理由がなく、第十一条の二第二項(第九条の五第四項、第十二条の二第三項、第十二条の五第三項及び第十二条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による異議の伝達を行わなかったとき。
二 第七条の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者	三 第七条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	五 第十六条第二項(第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、保管振替機関に株券等を提出することを怠つたとき。
三 第七条の二第一項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者	四 第七条の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者	六 第十六条第三項(第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、株券等を分別することを怠つたとき。
四 第八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁	五 第四十七条 法人の代表者、代理人、使用人その他従業者が、その法人の業務又は財産に関する行為者が、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。	七 正当の理由がなく、第二十八条第一項(同条第三項において準用し、及びこれららの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による交付の請求を拒んだとき。
一 第四十二条又は第四十三条 三億円以下の罰金刑	八 第二十九条第一項後段(第三十九条第三項	八 第二十九条第一項(第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)の規定による交付の請求を拒んだとき。

二条第四項(第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)の規定に違反して、実質株主名簿等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたときは。

三 正当の理由がなく、第三十二条第六項(第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)又は第三十二条第七項(第三十九条第六項において準用する場合を含む。)の規定による実質株主名簿等の規定に違反して届出を怠ったときは、三十万円以下の過料に処する。

官 報 (号外)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、同年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日から平成十六年三月三十一日まで

第三条第一項第三号 (三及びホを除く。)	取締役又は監査役
第三条第一項第四号 る規程及び保管振替業の実施に関する規程	役員
第三条の五	保管振替業の実施に関する規程

第七条の二第一項	決算期	事業年度
第七条の三	定款又は業務規程	業務規程
第七条の四第一項	第三条の二第一項第一号、第二号 又は第四号に掲げる事項	その名称、住所若しくは事務所の所在地又は業務規程
第八条第一項	第三号に掲げる書類	その旨
第九条の二第一項	商号又は本店	名称又は住所若しくは事務所
第十一条の二第一項	営業所	事務所
第十二条の二第一項	取締役若しくは監査役	役員
第四十七条各号列記以外の部分	決議	議決
第四十八条	次の各号に掲げる規定	第四十二条から第四十四条まで及び前条
	当該各号に定める	各本条の
	取締役、監査役若しくは清算人	役員
(秘密保持義務に関する経過措置)		
第三条 前条の規定により新保管振替機関とみなされる旧保管振替機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者についての保管振替事業(旧法第三条第一項に規定する保管振替事業をいう。以下同じ。)に係る業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお從前の例による。		
(旧保管振替機関が行う事業譲渡の特例)		
第四条 旧保管振替機関が新法第三条第一項の指定を受けようとする株式会社に施行日以後に保管振替事業の全部又は一部の譲渡を行うことを施行日の前日までに議決した場合には、旧保管振替機関は、当該議決の日から一週間以内に、 ² この条において「預託債権者」とは、旧保管振替機関が預託を受けた株券等並びに旧法第十六		

条第四項及び第十九条(旧法第二十一条第三項及び第二十一一条第四項(旧法第二十二一条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及びこれらの規定を準用する旧法第三十九条の規定により旧保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者をいう。

第一項の期間は、一月を下つてはならない。

預託債権者(参加者を除く。)が第一項の異議を述べるときは、当該預託債権者は、その口座に係る株券等のすべてについて、旧法第二十八条第一項(旧法第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の株券等の交付の請求又は旧法第三十四条第一項の單元未満株式の商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十二条第六項において準用する同法第二百二十条ノ六第一項の規定による請求を行つたものとみなす。

第五条 保管振替事業の全部又は一部の譲渡が行われた時において旧保管振替機関の前条第一項係る債務の引受けを承諾したとみなされる参加者であった者が現に受けている旧法第十四条後段の規定により預託を受けた株券等の預託に第一項ただし書又は第二項(これらの規定を旧法第三十九条第一項において準用する場合を含

平成十三年六月二十日 参議院会議録第三十二号

に係る顧客の承諾又は請求(譲渡する保管振替機関への預託事業において取り扱う株券等に係るものに限る。)は、当該譲渡を受ける株式会社への預託に係る顧客の承諾又は請求とみなす。ただし、当該譲渡の日の前日までに顧客から別段の申出があつたときは、この限りでない。

(罰則の適用に関する経過措置)

六条 施行日前にした行為及び附則第三条の規定によりなお從前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新保管振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年六月十九日

財政金融委員長 伊藤 基隆

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢等を踏まえ、個人投資家の市場参加の促進等の観点から、個人の長期所有上場株式等の譲渡所得につき特別控除を行つ特例措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴つ平成十三年度の租税減収見込額は、約四百億円である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十三年六月七日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十(八号))の一部を次のように改正する。

第三十七条の十一第一項中「及び次項」を、「次項

号」に改め、同条第一項中「証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所を「証券取引所(証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所)」に改め、「を除く」の下に「。第六項において同じ」と改め、「を除く」の下に「。(第六項において「所有期間」という。)を、「をいう」の下に「。以下この項及び第六項において同じ」を加え、「当該証券業者」を「証券業者」に改め、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十三年十月一日から平成十五年三月三十日までの期間(以下この項において「特定期間」という。)内に、証券取引所に上場されている株式(政令で定めるものを除く。)その他これに類するものとして政令で定めるもの(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(証券業者への売委託に基づくもの又は証券業者に対するものに限る。以下この項において同じ。)をした場合において、当該上場株式等がその譲渡の日において所有期間が一年を超えるもの(以下この項において「長期所有上場株式等」という。)であるときは、第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中の長期所有上場株式等の譲渡(特定期

間内のものに限る。)に係る譲渡所得の金額から

百万円(当該譲渡所得の金額が百万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額)を控除するものとする。

7 前項の規定は、同項の規定の適用を受けよう

とする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する長期所有上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び同項の控除の計算に関する明細書として政令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の政令で定める書類の提出があつた場合に限り、第六項の規定を適用することができる。

第三十七条の十二第一項中「第三十七条の十第七項第五号」を「第三十七条の十第十項第五号」に改め、同条第四項中「及び第七項」を「及び第十項」に、「同条第七項第二号」を「同条第十項第三号」に改める。

第三十七条の十三第七項中「同条第七項」を「第十項」に改め、同条第八項中「同項第一号」を「第一号」に改める。

第三十七条の十三第七項中「同条第七項」を「第一号」に改め、同条第八項中「同項第一号」を「第一号」に改める。

附 則

この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

右は要領書を添えて報告する。

平成十三年六月十九日

財政金融委員長 伊藤 基隆

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の社会経済情勢にかんがみ、金融機関等が預金保険機構に対し資産の買取りの申込みを行うことができる期限を平成十六年三月三十日まで延長するものであり、お

おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附 帯 決 議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の整理回収機構による健全銀行の不良債

権の買取業務の延長は、不良債権の最終処理策の一環であることを強く認識し、今後の整理回

收機構の役割及び業務の在り方について、検討を行ふこと。

右決議する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

日程第一 温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 凈化槽法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 湿地法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第四 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名 一九六名

阿南 一成君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 井上 吉夫君

石井 道子君 泉 信也君
市川 一朗君 入澤 驚君

岩井 國臣君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩永 浩美君

上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君

大島 慶久君 太田 豊秋君
扇 千景君 岡野 裕君

加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君

景山俊太郎君 片山虎之助君
金石 清禅君 鎌田 要人君

龜井 郁夫君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君

久世 公堯君 久野 恒一君

1 この法律は、公布の日から施行する。

官 報 (号 外)

平成十三年六月二十日

參議院會議錄第三十二號

投票者氏名

平成十三年六月二十日 参議院会議録第三十二号

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十三年六月二十日

參議院會議錄第三十三號

投票者氏名

西川きよし君	松岡満壽男君	山下栄一君	松井訓弘君	浜田卓一郎君	木庭健太郎君	加藤修一君	荒木清寛君	海野義孝君	脇雅史君	吉村剛太郎君	山本一太君	山下俊夫君	矢野哲朗君	森田秀樹君	宮崎次夫君	水島裕君	松田岩夫君	真鍋賢二君	林芳正君	保坂三藏君	畠惠君	
森本晃司君	益田洋介君	日笠勝之君	但馬久美君	白浜一良君	木庭健太郎君	加藤修一君	荒木清寛君	海野義孝君	脇雅史君	吉村剛太郎君	山本一太君	山下俊夫君	矢野哲朗君	森田秀樹君	宮崎次夫君	水島裕君	松田岩夫君	真鍋賢二君	林芳正君	保坂三藏君	畠惠君	
渡辺孝男君	森本晃司君	益田洋介君	日笠勝之君	但馬久美君	白浜一良君	木庭健太郎君	加藤修一君	荒木清寛君	海野義孝君	脇雅史君	吉村剛太郎君	山本一太君	山下俊夫君	矢野哲朗君	森田秀樹君	宮崎次夫君	水島裕君	松田岩夫君	真鍋賢二君	林芳正君	保坂三藏君	畠惠君
西川きよし君	松岡満壽男君	山下栄一君	松井訓弘君	浜田卓一郎君	木庭健太郎君	加藤修一君	荒木清寛君	海野義孝君	脇雅史君	吉村剛太郎君	山本一太君	山下俊夫君	矢野哲朗君	森田秀樹君	宮崎次夫君	水島裕君	松田岩夫君	真鍋賢二君	林芳正君	保坂三藏君	畠惠君	
西川きよし君	松岡満壽男君	山下栄一君	松井訓弘君	浜田卓一郎君	木庭健太郎君	加藤修一君	荒木清寛君	海野義孝君	脇雅史君	吉村剛太郎君	山本一太君	山下俊夫君	矢野哲朗君	森田秀樹君	宮崎次夫君	水島裕君	松田岩夫君	真鍋賢二君	林芳正君	保坂三藏君	畠惠君	

反対者氏名

服部三男雄君
日出 英輔君

足立良平君

浅尾慶一郎君
今井 澄君

林 紀子
宮本 岳志君
吉岡 吉典君
大判 絹子君

筆坂秀世君

日程第五 特殊法人等改革基本法案(衆議院提出)
賛成者氏名
一六三名

七八名 浅尾慶一郎君

橋本 敦君	橋本	橋本ひろ子君	佐藤 泰介君	佐藤	須藤洋子君	佐藤小宮山洋子君	久保 亘君	久保	木俣 佳文君	木俣	江本孟紀君	江本	勝木 健司君	勝木	今井 澄君	今井	浅尾慶一郎君
富樺 練三君	富樺	須藤美也子君	峰崎 昭久君	峰崎	岩佐 恵美君	峰崎	大沢辰美君	大沢	井上 美代君	井上	篠瀬 满治君	篠瀬	藤井 俊男君	藤井	谷林 正昭君	谷林	廣中和歌子君
小池 晃君	小池	大澤辰美君	直樹君	直樹君	岩佐 恵美君	直樹君	井上 美代君	篠瀬	松前 達郎君	松前	峰崎	峰崎	本田 良一君	本田	寺崎 昭久君	寺崎	佐藤 小宮山洋子君

景山俊太郎君

片山虎之助

五五

官 報 (号 外)

平成十三年六月二十日

參議院會議錄第二十二號

白浜 一良君	高野 博師君	築瀬 進君	柳田 稔君
但馬 久美君	統 訓弘君	薬科 満治君	阿部 幸代君
浜田卓一郎君	浜四津敏子君	井上 美代君	池田 幹幸君
日笠 勝之君	松 あきら君	岩佐 恵美君	緒方 靖大君
益田 洋介君	大沢 辰美君	小池 晃君	笠井 亮君
森本 晃司君	山下 栄一君	須藤美也子君	小泉 親司君
渡辺 孝男君	西川きよし君	高橋紀世子君	大門実紀史君
松岡満壽男君		西山登紀子君	西山登紀子君
反対者氏名			
足立 良平君	浅尾慶一郎君	江田 五月君	橋本 敦君
伊藤 基隆君	今井 澄君	小川 敏夫君	八田ひろ子君
海野 徹君	川橋 幸子君	吉川 春子君	筆坂 秀世君
江本 孟紀君	北澤 俊美君	木俣 健司君	山下 芳生君
勝木 健司君	佐藤 雄平君	久保 亘君	吉岡 吉典君
木俣 佳丈君	佐藤 雄平君	佐藤 泰介君	大脇 雅子君
久保 亘君	小宮山洋子君	谷林 正昭君	照屋 寛徳君
佐藤 泰介君	谷林 正昭君	寺崎 昭久君	福島 瑞穂君
櫻井 充君	内藤 正光君	直嶋 正行君	岩本 庄太君
谷林 正昭君	長谷川 清君	広中和歌子君	田村 秀昭君
寺崎 昭久君	福山 哲郎君	藤井 俊男君	平野 貞夫君
直嶋 正行君	内藤 正光君	本田 良一君	黒岩 秩子君
広中和歌子君	長谷川 清君	松前 達郎君	笹野 貞子君
藤井 俊男君	福山 哲郎君	前川 忠夫君	中村 敦夫君
本田 良一君	内閣総理大臣	円 より子君	堀 利和君
松前 達郎君	小泉純一郎	本岡 昭次君	
平成十三年六月十八日			

の議決について講じた措置を別紙のとおり報告する。

平成八年度及び平成九年度決算に関する参議院の議決について講じた措置

政府は、從来から、決算に関する国会の審議議決、会計検査院の指摘等にかんがみ、国費の効率的使用、事務・事業の運営の適正化、不當経理の

発生の防止等について特に留意してきたところであります。

平成八年度及び平成九年度決算に関する参議院の議決について講じた措置は、次のとおりである。

1 適切な税収見積りの確立及び国民に対する財政情報の開示について

毎年度の税収見積りについては、その時点での判明している課税実績や政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、個別税目ごとに最大限の努力を傾注しているところである。

適切な税収見積りに資するため、例えば、法人税について、主要な大法人に対する聴き取り調査の更なる充実、企業収益全体の見通しに関する資料の収集、民間調査機関からのヒアリングの実施など鋭意工夫を重ねてきているところである。

今後とも、様々な視点から創意工夫を加えていくほか、有効な資料の収集に努め、適切な税収見積りを行ってく、より一層努力してまい

所存である。

国の財政情報については、昨年十月に国的一般会計及び特別会計を対象とし、企業会計の手法を考慮した。「國の貸借対照表(試案)」を公表するなど、その適切な開示に努めてきたところである。

2 不祥事案の再発防止と警察に対する国民の懼回復について

警察の不祥事案の再発防止対策については、平成十二年八月に取りまとめた「警察改革要綱」に基づき、警察における監察体制の整備、警察法の改正等による公安委員会の管理機能の強化、警察職員に対する教育の充実、懲戒事案の発表基準の策定等による透明性の確保等の施策を推進し、警察に対する国民の信頼の回復に努めているところである。

今後とも、新たな治安情勢に対応した警察改革に積極的に取り組んでまいる所存である。

3 防衛装備品に関する調達業務の透明性・公正性の確保について

防衛装備品に関する調達業務の透明性・公正性の確保については、平成十一年四月に取りまとめた「調達改革の具体的措置」に基づき、競争原理の強化、原価計算に係る運用基準の明確化、企業側提出資料の信頼性確保、過払事案処理に関する統一的かつ明確な基準の策定等の調達制度改革、職員教育の充実、調達実施本部の解体による原価計算部門と契約部門の組織的分

離、防衛調達審議会の新設等の調達機構改革等及び自衛隊員の再就職手続の改正等、調達改革の推進に努めているところである。

今後とも、調達改革を推進し、調達業務の一層の透明性・公正性の向上を図つてまいる所存である。

4 核燃料物質加工施設の事故の原因究明、被害者救済、再発防止と原子力防災対策の強化について

核燃料物質加工施設の事故の原因究明については、原子力安全委員会に設置されたウラン加工工場臨界事故調査委員会において検討を行ない、臨界事故の原因を明らかにするとともに、再発防止のための提言を示した最終報告を取りまとめたところである。

さらに、核燃料物質加工施設の事故の再発防止と原子力防災対策の強化については、施設の運転管理段階における安全規制の強化を図るため、加工事業者に対する施設定期検査の受検等の追加、保安規定の遵守状況に係る検査(保安検査)制度の創設、加工事業者による保安教育の義務の明確化、従業者による申告制度の創設、原子力保安検査官の設置等を内容とした、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正が行われたところである。また、原子力防災対策の抜本的強化を図るために、原子力災害対策特別措置法が制定され、原子力事業者に対して原子力防災資機材を整備す

ること、異常事象が発生した際の国等への通報を義務付けること、さらに国においては、緊急時に国、自治体、事業者等が情報の共有や連携した防災対策を行う施設(オフサイトセンター)の整備を推進すること、原子力事業所所在地域に原子力防災専門官を配置することなど、緊急事態に備え準備を進めているところである。

他方、核燃料物質加工施設の事故の被害者救済については、臨界事故に係る損害の賠償責任についても、臨界事故に係る損害の賠償責任を早期に全うするよう事業者に対し指導するとともに、原子力損害賠償紛争審査会を設置し、損害の賠償に関し、万が一紛争が生じた場合にも対応できる体制を整えているところである。

なお、周辺住民等の健康不安に適切に対応するため、関係地方自治体と連携・協力して、周辺住民に対して健康管理を行ってきているところである。

今後とも、原子力行政に対する国民の信頼の早期回復を目指し、事故の再発防止等に努めてまいり所存である。

5 各都道府県教育委員会等に対する事業予算の適正な執行について

各都道府県教育委員会等に対する事業予算の適正な執行については、委嘱等事業予算の不正経理の再発を防止するため、各都道府県教育委員会等に対し、予算の適正な執行について会議、文書を通じて指導を行うとともに、平成十

年金福祉事業団の実地調査を行い、さらに、各都道府県教育委員会等から提出される報告書類について、経理の処理状況の内容がより的確に把握できるよう、様式の変更を行ったところである。

また、指摘を受けた二十六府県教育委員会等については、厳重に注意するとともに、目的外の用途に使用した金額について、返還の措置を講じ、既に返還させているところである。

今後とも、このような事態が生じることのないよう、各都道府県教育委員会等に対し、十分指導を行なうなどして、予算の適正な執行に努めている所存である。

6 山陽新幹線のトンネルコンクリート剥落事故

山陽新幹線のトンネルコンクリート剥落事故に関する原因究明及び安全確保策の確立について

山陽新幹線のトンネルコンクリート剥落事故については、事故直後、全鉄道事業者に対してトンネルの安全点検を指示し、特にJR西日本に対しても、山陽新幹線トンネルの従来にならぬ底した安全総点検を指示し、安全の確保に努めたところである。

また、トンネル安全問題検討会を開催し、事故原因の究明と、点検方法、補修方法等を含めた鉄道トンネルの保守・管理のあり方を取りまとめるとともに、全鉄道事業者に対し、これに基づき鉄道トンネルの保守・管理を実施すること等の指示を行なったところである。

今後とも、鉄道トンネルの安全確保が図られ

るよう、適切な指導を行つてまいる所存である。

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年五月十日

櫻井 充

参議院議長 井上 裕殿

櫻井 充

年金福祉事業団に関する質問主意書

平成十三年四月一日に年金福祉事業団(以下「事業団」という。)の業務を継承する新たな特殊法人として、年金資金運用基金が設立された。事業団は融資の原資となつて年金を勤労者から借りていることを忘れ、あたかも自分達の自己資金のことく無計画に関係公益法人に融資し、利権の構築を図ってきた。多額の未回収の資金を抱えながら、新しい特殊法人もまた融資を継続することとなつて、事業団の不良債権問題を解決できなければ、そのツケは結局年金を支払っている勤労者に跳ね返ることになる。このような事業団の経営を許してきた厚生省(現厚生労働省)と、事業団とその関連団体が生み出した利権に依存する者は厳しく断罪されなければならない。

そこで、以下質問をする。

一 事業団が解散した時点と現時点での、事業団

の融資の未回収額累計はいくらか。そのうち日本老人福祉財団、大規模年金保養基地(グリーンピア)事業、それぞれの未回収額累計はいくらか。

二 事業団が解散した後、一の未回収額はどのように回収されてきて、今後どのようにこれらを回収していくのか。

三 このように事業団が多額の赤字を生み出しその回収の目途もついていないことの責任を誰がどのようにとったのか。責任をとっていないのなら今後どのようにしてとるつもりか。

四 平成九年十月、事業団は日本老人福祉財団に對して、そのずさんな經營が分かっていたにもかかわらず六十億三千万円もの融資を行ったのはなぜか。また、そのときの審査は適切であったか。

五 日本老人福祉財団が經營していた「やうゆうの里」に入居している利用者の権利は保障されているのか。彼らに対するサービスが低下している話も聞いているが、これは契約違反ではないか。以前、厚生省の幹部はサービスを低下させないよう指導する旨述べていたが、実際その後サービスが低下しないよう指導を行ったのか。また、実態を調査したのか。

六 平成九年六月六日の閣議決定で、事業団は適切な経過措置を講じた上住宅融資から撤退することとなつたが、この適切な経過措置とはどのようなことか。また、なぜ直ちに住宅融資から

撤退しないのか。

七 事業団の時代も含めた基金の住宅融資の未回収額の累計はいくらか。

八 事業団の審査基準や、取引銀行などの情報公開を行うつもりはあるか。

九 これまでに多大な赤字や、不良債権を生み出した事業団を監督した厚生省に責任はないのか。また、今後厚生労働省に年金資金を運用する能力があるのか。

右質問する。

平成十三年六月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員櫻井充君提出年金福祉事業団に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出年金福祉事業団に関する質問に対する答弁書

一 及び七について

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号。以下「業務承継法」という。)附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号。以下「旧事業団法」という。)第十七条第一項第一

条第一項の規定に基づき、業務承継法第十二条第一項の規定に基づき、適正に債権の管理及び回収を行ってきており、今後とも基金が適正に債権の管理及び回収を行うこととなる。

は、現在、年金福祉事業団(以下「事業団」とい

う。)の解散時点の金額を集計中である。また、事業団貸付業務に係る債権のうち年金資金運用基金(以下「基金」という。)が業務承継法第十二

条第一項の規定に基づき管理及び回収を行っているものの現時点の残高については、集計は困難である。

なお、既に決算が完結している平成十一年度の年度末の事業団貸付金残高は、合計で約九兆七千九百一十五億円であり、このうち旧事業団法第十七条第一項第二号に規定する被保険者等の福祉を増進するために必要な施設の設置又は整備に要する資金の貸付業務に係るものが約一千九百一十五億円、同項第三号に規定する住宅資金の貸付業務に係るものが約九兆四千五百六十億円、同項第四号に規定する年金受給権を担保とする小口の資金の貸付業務に係るもののが約一千四百三十九億円となっている。また、同項第二号に規定する業務に係る事業団貸付金残高のうち財団法人日本老人福祉財団(以下「財団」という。)に対するものは、約百三十五億円である。

ちなみに、旧事業団法第十七条第一項第一号に規定する大規模年金保養基地事業については、事業団が施設を設置していたものであり、同事業に係る貸付金残高という概念はない。

四について

御指摘の財団に対する融資については、平成八年一月に「京都やうゆうの里」の設置資金として事業団が貸付けを決定したものであるが、当

時、財団の経営はおむね良好であったこと、過去の借入金の償還も滞りなく行われていたこと等を踏まえて審査を行った結果、貸付先として適当であると判断したものと承知している。その後、財団における理事長の交代等が判明したことから、事業団は平成九年十月に貸付契約を締結するに当たって財団から報告を求め、財団が運営の改善を図ることについて確認を行つ

一について

事業団が解散した時点の一切の権利及び義務については、業務承継法第一項の規定に

たと承知している。

五について

御指摘の「ゆうゆうの里」は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームであるが、その利用者の権利は、経営主体である財団との間の任意の契約に基づくものである。財団の経営する各有所老人ホームに対してもこれを管轄する府県が同条第三項の規定に基づき行った調査によれば、これらの有料老人ホームは、サービスの提供について同法に抵触するような事実が認められることがなく、おおむね良好に運営されていると承知しております。サービスの内容について指導が必要であるとは認識していない。

六について

業務承継法第十二条第一項の規定に基づき、

基金は、厚生年金又は国民年金の被保険者の福祉を増進するため必要な住宅の設置に要する資金の貸付け等を別に法律で定める日までの間行うこととされており、この「別に法律で定める日」については、業務承継法附則第二条第一項において、業務承継法の施行の日後二回目以降の財政再計算が行われる際に、業務承継法第十二条第二項に規定する業務の実施状況等を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めることとされている。これは、特殊法人等の整理合理化について(平成九年六月六日閣議決定)において「適切な経過措置を講じ

た上、撤退する」とされたことを受けて規定されたものであり、撤退に当たっては被保険者、地域経済、雇用等への影響を考慮する必要があることから、このような経過措置が講じられたものである。

八について

事業団においては、貸付けの対象施設、貸付けの相手方、貸付金の利率、償還期限、貸付金の限度額、償還の方法等を定めた業務方法書、受託金融機関事務取扱要領、年金住宅融資事業取扱等を求めて応じ開示し、また、旧事業団法第十八条第一項の規定に基づき事業団貸付業務の一部を委託していた受託金融機関の名称についても、同様に求めて応じ開示していたところである。

九について

厚生労働省においては、事業団が行う事業に對して、適正な指導監督に努めてきており、事業団においても、法令等に従い、適正な事業執行が行われてきたものと考えている。社会情勢の変化等に伴い延滞債権が増加してきたことは重く受け止めるべきものであり、事業団の業務

を承継した基金に対し、引き続き指導監督を徹底してまいりたい。

厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金については、被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源

となるものであることに特に留意し、専ら被保險者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用を行うという目的に沿って、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定めた基本方針に基づき運用を行うこととしており、毎年度積立金の運用についての報告書を公表するとともに、積立金の運用の状況及びその年金財政に与える影響等を考慮した基本方針の見直しを行うこと等により、適切な運用を行ってまいりたい。

このように背景の中で、住民の苦しみの一つであったデモフライトが、今年初めて中止となつた。デモフライトは年に一度行われる航空ショーオンに実施されてきたもので、すさまじい爆音とともに、住宅の屋根をかすめるように飛ぶ航空機の墜落の危険性に周辺住民をさらすものである。特に、昨年(一〇〇〇年)のデモフライトは周辺自治体の小中学校の期末試験を妨害し、周辺住民の激しい憤慨を買つた。今回の中止はそのことを受けた特例措置であるが、そもそもデモフライトは、今後断続的に中止されるべきものである。NLPも含め、厚木基地での離発着訓練を原則的に中止し、デモフライトのような危険な飛行も原則中止とするためには、政府の外交的措置が不可欠である。よって以下質問する。

参議院議長 井上 裕殿 福島 瑞穂
平成十二年五月二十五日
厚木基地デモフライト中止に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

厚木基地デモフライト中止に関する質問主意書

参議院議長 井上 裕殿 福島 瑞穂

在日米軍厚木基地周辺住民は長年にわたって、航空機の離発着訓練の爆音に苦しめられてきた。厚木基地における爆音被害は、一九五八年、大型ジェット戦闘機が乗り入れられた頃から拡大し始め、最近でも年間四万回近い離発着訓練が繰り返されている。周辺住民は、離発着訓練の中止を求

が、政府の見解を示されたい。

二 大和市や綾瀬市など、厚木基地周辺の自治体さえ、NLPやデモフライトに反対し、中止を要請している。政府はこれら周辺自治体の声を尊重し、しっかりと対応する義務があると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 一九六三年に日米合同委員会で承認された「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」(以下「厚木基地航空協定」という。)では、四のd飛行活動の規制の(3)で「航空機は、厚木海軍飛行場周辺の空域において、曲技飛行及び空中戦闘訓練を実施しない。ただし、年間定期行事として計画された曲技飛行のデモンストレーションはその限りではない。」と書かれ、曲技飛行は基本的に実施しないこととされていながら、ただし書きによって、なし崩し的にデモフライトが実施されている。厚木基地航空協定のこのただ書きを削除すべきではないか。

四 この厚木基地航空協定のただし書きの改訂について、外務省は一〇〇〇年四月「米軍が絶対にのまない」と答え、防衛施設庁は一〇〇〇年五月「日米合同委員会の議題にしてはいない」と答えている。これは、政府がこの問題を積極的に米軍に対し働きかけていないことを示している。やむなく周辺自治体が行った友好関係の中断の措置ですら米側を動かし、今回の中止措置に結びついている。政府による、より積極的努力として、せめて厚木基地航空協定のただし書きの削除を日米合同委員会の議題にするべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

力として、せめて厚木基地航空協定のただし書きの削除を日米合同委員会の議題にするべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 米軍側にこの問題の重要性を知らせ、NLPを含む離発着訓練の原則中止などを実現するため、米軍と神奈川県知事、周辺自治体市長などで構成される騒音対策委員会の設置が必要ではないか。

右質問する。

平成十三年六月十九日

参議院議長 井上 裕殿

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議員福島瑞穂君提出厚木基地デモフライト中止に関する質問に対する答弁書

する。

一方、政府としては、厚木飛行場の周辺住民に対する航空機騒音の影響及び航空機事故に対する周辺住民の懸念については十分承知しており、航空機騒音対策を講ずるとともに、航空機の飛行の安全確保について、米側に対し、万全を期すよう申し入れているところである。

航空機騒音対策については、具体的には、アメリカ合衆国政府との間で、日米安保条約の目的達成を図りつつ、同飛行場における米軍の航空機の運用による騒音の影響をできる限り軽減するために、厚木飛行場における騒音規制措置に関する日米合同委員会合意(以下「厚木騒音規制合意」という。)を取りまとめるとともに、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第二百一号)等に基づく住宅の防音工事等の推進を図っているところである。

NLPについては、できる限り多くのNLPを硫黄島において実施するよう米側に対し申し入れているところであるが、硫黄島が本土から遠距離にあることによる即応態勢への影響、硫黄島における悪天候等の理由からNLPの一部を同飛行場等の本土の各飛行場で実施せざるを得ない場合もあると承知している。

厚木騒音規制合意における御指摘のただし書の取扱いについては、地元の地方公共団体等及び米側の意向を聴取しつつ適切に対応してまいりたいと考えており、米側に対し、来年以降のデモ飛行も中止するよう申し入れてまいりた

三及び四について

厚木騒音規制合意における御指摘のただし書の取扱いについては、地元の地方公共団体等及び米側の意向を聴取しつつ適切に対応してまいりたいと考えており、米側に対し、来年以降のデモ飛行も中止するよう申し入れてまいりた

モ飛行も中止するよう申し入れてまいりたい。

は、これまで、地元の地方公共団体の要請等を受け、日米合同委員会等の場を通じ、中止するよう米側に対し申し入れてきたところ、本年四月、我が国に駐留するアメリカ合衆国海軍司令部が、本年のデモ飛行を実施しない旨発表した。政府としては、米側に対し、来年以降のデモ飛行も中止するよう申し入れてまいりたい。

重要なものと理解している。

一方、政府としては、厚木飛行場の周辺住民に対する航空機騒音の影響及び航空機事故に対する周辺住民の懸念については十分承知しており、航空機騒音対策を講ずるとともに、航空機の飛行の安全確保について、米側に対し、万全を期すよう申し入れているところである。

三及び四について

厚木騒音規制合意における御指摘のただし書の取扱いについては、地元の地方公共団体等及び米側の意向を聴取しつつ適切に対応してまいりたいと考えており、米側に対し、来年以降のデモ飛行も中止するよう申し入れてまいりた

モ飛行も中止するよう申し入れてまいりたい。

は、これまで、地元の地方公共団体の要請等を受け、日米合同委員会等の場を通じ、中止するよう米側に対し申し入れてきたところ、本年四月、我が国に駐留するアメリカ合衆国海軍司令部が、本年のデモ飛行を実施しない旨発表した。政府としては、米側に対し、来年以降のデモ飛行も中止するよう申し入れてまいりたい。

一及び二について

政府としては、米空母艦載機夜間着陸訓練(以下「NLP」という。)による飛行訓練は、パイロットの練度の維持及び向上、ひいては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)の目的達成のために

厚木飛行場の航空祭におけるデモンストレーション飛行(以下「デモ飛行」という。)について

は、これまで、地元の地方公共団体の要請等を受け、日米合同委員会等の場を通じ、中止するよう米側に対し申し入れてきたところ、本年四月、我が国に駐留するアメリカ合衆国海軍司令部が、本年のデモ飛行を実施しない旨発表した。政府としては、米側に対し、来年以降のデモ飛行も中止するよう申し入れてまいりたい。

は、これまで、地元の地方公共団体の要請等を受け、日米合同委員会等の場を通じ、中止するよう米側に対し申し入れてきたところ、本年四月、我が国に駐留するアメリカ合衆国海軍司令部が、本年のデモ飛行を実施しない旨発表した。政府としては、米側に対し、来年以降のデモ飛行も中止するよう申し入れてまいりたい。

は、これまで、地元の地方公共団体の要請等を受け、日米合同委員会等の場を通じ、中止するよう米側に対し申し入れてきたところ、本年四月、我が国に駐留するアメリカ合衆国海軍司令部が、本年のデモ飛行を実施しない旨発表した。政府としては、米側に対し、来年以降のデモ飛行も中止するよう申し入れてまいりたい。

は、これまで、地元の地方公共団体の要請等を受け、日米合同委員会等の場を通じ、中止するよう米側に対し申し入れてきたところ、本年四月、我が国に駐留するアメリカ合衆国海軍司令部が、本年のデモ飛行を実施しない旨発表した。政府としては、米側に対し、来年以降のデモ飛行も中止するよう申し入れてまいりたい。

号外(号)

政府部内で交わされる「覚書」の国会提出に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年六月四日

福山 哲郎

清水 澄子

参議院議長 井上 裕殿

岩佐 恵美

中村 敦夫

政府部内で交わされる「覚書」の国会提出に関する質問主意書

一〇〇一年五月三十日の参議院環境委員会における自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」(以下「法案」という。)の審査の際、環境省と国土交通省との間で、委員会における政府答弁と反する覚書が取り交わされていました事実が判明した。委員による追及の結果、政府はこの覚書を破棄することとなつた。

このように政府答弁に反する覚書の存在が明らかになり、これを破棄せざることができた理由は、法案に関して政府部内で交わされた覚書が、

法案審査の前に委員に示され、その問題点が法案審査の際に参考人より指摘されたためである。そのため、政府部局の暴走を止めることができたのである。もし、覚書が事前に委員に示されていなければ、委員会における政府答弁と真っ向から反した法運用がなされていた訳であり、国会の立法

権を無視した恐ろしい事態が発生していたことに理解することができ、充実した審査となつた。

また、この度の環境委員会では、事前に示された覚書により、委員が法案の内容を正確かつ深く理解することができ、充実した審査となつた。

省において可能な限り協力してきたところであり、今後とも、関係府省において誠実に対応してまいりたい。

さらに、国会議員が内閣提出法案について正確かつ深く理解するという観点から、内閣提出法案の国会提出に当たり、法案に關係して政府部内で

取り交わされた覚書を参考資料として国会に提出すべきであると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

の国会提出に当たり、法案に關係して政府部内で

取り交わされた覚書を参考資料として国会に提出すべきであると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

六月十九日議長において、左のとおり議席を変更した。
〔参照〕
一〇七 五 金石 清禅君

平成十三年六月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員福山哲郎君外三名提出政府部内で交わされる「覚書」の国会提出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福山哲郎君外三名提出政府部内で交わされる「覚書」の国会提出に関する質問に対する答弁書
内閣提出の法律案の審議に際して、お尋ねの「法案に關係して政府部内で取り交わされた覚書」を含め各議院、各議院の委員会又は国会議員から資料の提出要求があった場合は、これまで関係府

官 報 (号 外)

平成十三年六月二十日 参議院会議録第三十三号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可日

(め、第三号の発送は都合により後日となるた
第三十三号を先に発送しました。)

発行所
二東干 番良一〇 番四都港五 号号虎ノ門一八 省印刷局四 印刷局二五 印刷局一目
電話
03 (3587) 4294
定価
本号一部 配本体送 料一〇〇円 別冊内